

発 言 者	議 事
議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 山 崎 議 員	〔 3 月 1 0 日 〕 皆さん、おはようございます。（ 1 0 : 0 0 ） ただいまの出席議員数は 1 0 名であり、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き会議を開きます。 直ちに審議に入ります。 一般質問を続行いたします。 それでは、2 番、山崎孝議員 2 番、山崎議員 おはようございます。 議長の許可を頂きましたので、2 点につきまして質問をいたします。 さて、毎日テレビ等で報道されておりますが、この新型コロナウイルス感染の拡大が止まりません。北海道では、昨日 1 0 1 人と数字が報道されましたけれども、今日になりますと 1 0 8 人ということで、日本の一番の感染が北海道であります。 さて、今は世界全体の感染拡大が止まらず、ある一部の報道では、世界の経済の失速が懸念されるという報道までされているところでもあります。今日の朝のテレビであります、そういう専門家会議の結論としましては、このコロナの終息が今年 1 年かかるんではないかというそういう推測もされているようでもあります。早急なコロナウイルスの終息を願っているところであります。

そして、厚沢部町民の一人ひとりの安全・安心を心より御祈念を申し上げたいというふうに思っております。

さて、今日、2点について質問いたしますが、実はこの質問内容につきましては、昨年12月の議会においても質問しております。今日は、その質問に抜けている部分を具体的な視点から見て質問したいと思いますので、よろしく御指導を願いたいというふうに思っております。

それでは、質問に入ります。

第2期ひと・まち・しごと創生総合戦略の策定におけるプロセスについてであります。

人口減少は町の経済活動にも影響を与え、年間販売生産力も減少させ、その上に、地方から活力をも減退させる大きな要因となります。本町においても人口減少は歯止めがかかりません。

国全体が人口減少社会へと進行しているわけであります。5年前、2040年には全国自治体の半分以上が存続が難しくなるという地方消滅論が提起されました。その下で各自治体は人口ビジョン地方創生総合戦略を作成されました。

本町の人口推移では、少子高齢化は加速的に進行しております。加えて15から64歳までの生産年齢人口は減少の一途であります。本町の将来方向、展望を提示する地方人口ビジョン地方版総合戦略が作成されましたが、現状では、その施策の効果が実感できません。第2期の戦略実行に希望と期待を持っているところであります。

それでは、具体的に箇条書しましたので、これに基づいて御指導願えればというふうに思っております。

まず、1つとしましては、見出しに言いましたように、第2期のひと・しごと・まち創生総合戦略の策定におけるプロセスについてお伺いをします。

議 町 長 長	2 点目としましては、公営塾の体制整備であります。 3 点目としまして、基幹産業の基である労働力環境整備についてであります。 4 点目としましては、P D C A サイクルの確立についてであります。 5 点目としまして、議会による関与についてであります。 町長の所見を伺います。 町長 山崎議員からの質問であります。 第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略についての質問であります。 1 点目の第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるプロセスについては、住民、産業界あるいは官公庁、教育機関、金融機関、労働団体のそれぞれの代表で構成する 1 7 名の委員による検討委員会を立ち上げて、国や道の基本的な考え方を基に第 1 期総合戦略の検証を踏まえて、町民アンケートや各関係機関団体からのヒアリングを経て、これまで 2 回の会議を開催したところであります。 議会終了後の協議会で、これまでの検討を踏まえた素案を説明させていただく、こういう予定で議員各位の御意見等を頂いた上で、今月下旬に予定している検討委員会での承認を経て完成させていきたい、こういうふうに思っているところでございます。 厳しい財政状況や労働力不足の中で安定的な住民サービスの提供を維持するには、高度成長期型のまちづくりから人口減少時代に対応したまちづくりへの変換が求められているわけでありま す。 日本全体が人口減少にある中、本町においては、人口減少傾向を緩やかな減少となるよう、ま
-------------------------------	---

た、生産年齢人口の比率や出生率を考慮した地域の特性に応じた一定規模のコンパクト化とネットワークの形成に取り組みまして、住民のコミュニティーを最大限に生かしながらも地域で心豊かな暮らしを支える環境づくりが図られるよう、総合戦略に基づいた各施策、事業を展開してまいりたい、このように考えております。

2点目の公営塾の体制整備については、今年度、3名のスタッフで中学校全学年と高校1年生を対象に50名程度の生徒を受け入れて塾を開催しているところであります。中学3年生は、高校受験が終わり、国公立と私立の推薦の結果が発表され、8名が合格との報告を受けております。一般入試の結果はこれからであります、全員第一志望校への合格を願っているところであります。

新年度におきましては、高校2年生まで拡充することとしておりまして、塾生の数は、新中学1年生は2学期からの予定ですが、約50名ほどというふうな推察をしております。このため、4名体制で築くべくスタッフ増員を考えており、現在民間事業者へ募集依頼中でもあります。

また、現在民間から借用している教室は、複数学年が入室するにはスペースが手狭でありまして、曜日ごとにカリキュラムを組みながら塾を開講しているところであります。将来的には、国の補助金等を踏まえ、町の財政状況を考慮しながら、公設で教室や地域住民が集えるコミュニティー施設の整備を考えていくことが必要であると、このようにも考えております。

3点目の基幹産業の基であります労働力環境の整備については、これまで、農業の労働力不足のため、外国人農業実習生や大学生の農作業アルバイトの受入れに伴う住環境の整備を行いまし、て、労働力確保の支援を行ってきたところであります。今後も、農協はじめ各団体の取組に対する要請に対して支援を行ってまいりたい、このように考えております。

議 長 山 崎 議 員	4 点目の P D C A サイクルの確立、5 点目の議会による関与につきましては、総合戦略の計画、実施、評価、改善のサイクルが重要であります。総合戦略に基づき、着実に実施しながら各施策で設定した数値目標を基に実施した施策、事業の効果を検証して、必要に応じて総合戦略を改定していくこととなるわけであります。 このため、第 2 期総合戦略検討委員会を検証機関として、毎年検証してまいります。また、検討委員会には 2 名の議会代表が構成員となっておりますが、事業執行や効果検証、計画の見直し段階においても情報提供や十分な意見の反映が行われるよう、議会との緊密な連携を図ってまいります、このようにも考えているところであります。 2 番、山崎議員 2 0 1 7 年度に国立社会保障・人口問題研究所が、日本の将来人口の推計を公表されました。先ほど申し上げましたように、このままだと 9 0 0 近い地方自治体が消滅するという、そういう自治体の消滅論が公表されて大きな反響にもなりました。 さて、この総合戦略が実行されまして 5 年たちましたけれども、しかれば、本町においては、どういう状況かということを考えてみますと、本町におきましても、この人口減少が大きな要因になっただろうと思いますが、まず、商店の閉鎖が見受けられます。そして、どの地区にも空き家が多くなりました。最近の情報であります、J A の鶉、館支所も業務をやめて本庁のほうに統合させるとい、そういう動きがあるようです。 人口減少社会の実態をどのように認識していけばよいのでしょうか。そして、この人口減少社会の要因となって、変化をするであろうこの自治体の変化をどう先取りするべきか、町長に所見を伺いたいと思います。
------------------------	---

議 長 総務政策課長	総務政策課長 まず、総合戦略の第１期の検証といいますか、社人研で出している想定と、それから１期で一応目標にした人口、社人研いずれも減少傾向での人口ビジョンを設定したわけですが、２０２０年の段階で申しますと、社人研よりも若干減り方が減っていると、それから、逆にうちのほうの設定した人口よりも、若干ではありますが、社人研よりも人口減少がやや緩やかに減っていったという結果でございます。 当然、第２期につきましても、全国各自治体が減少傾向にあるわけですが、さらに減少が、社人研の予想を裏切るような、そういう結果として、そのような緩やかな減少になるよう計画したいと考えております。 また、生産年齢人口と、それから出生率につきまして、労働力の確保ですとかその辺を具体的な施策、事業の展開を第２期の中に盛り込んで計画を策定してまいりたい、このように考えております。
議 長 山 崎 議 員	２番、山崎議員 ここに退職願がありますけれども、何かしら副町長の松橋道雄さんのほうからの退職願ということであります。今回、最後の論戦になるだろうなと思ったりもしておりますので、集中的に副町長と論戦を交わしたいというふうに思っております。副町長、よろしくお願いいたします。 それで、先ほど申し上げましたように、この人口減少社会の実態をどういうふうに認識したらいいんでしょうか。緩やかですか。でも、ここにさっきの平成２７年の人口、１期のやつがあるんですよ。全部人口減少、下降線ですよ。ただ、社人研のやっているのよりも若干緩やかになっていますけれども、人口減少は確実にもうそういうふうになっているんですよ。

議 副 町 長	そうすることによって、先ほど申し上げましたように、私は久しぶりに館に行きました。館の町に商店がどんどん閉まっているんです。だから、そういうようなことで、まず、この人口減少社会をどう読むか。それと、これによって、この町はどういう変化をするであろうという、そういう想定の下に、今何を先取りして考えていったらいいのかということ、副町長からお考えを伺いたいと思います。 副町長 もう責任ある回答はできかねるのかなというふうに思います。ただ、個人的な思いだけを。 何回も話していますけれども、今、2045年、2060年には、日本の人口が1億2,000万人から8,000万人まで落ちるというふうに推測されているわけです。8,000万人で今の世界を見ますと、ドイツが8,000万人なんです。8,000万人で、じゃ、何もできない国になるのかということではない。EUでもトップの生産力を誇るドイツですから、そのレベルまでの、2060年で8,000万人ということだそうです。 ただ、問題は、生産年齢、働く人たち、労働力がどれくらいちゃんと保っていけるのかというところが問題だというふうに思います。ですから、日本では、少しでも働いてねと、60歳でやめるなんてとんでもない、70歳、80歳まで常に働いてほしいということで、人生100年時代というような方向をうたっているところでございます。 しかし、先ほど社人研の推計と言いましたけれども、これも前に申しましたけれども、人口推計はコーホート法という学問として確立しているものがあります。これはほとんど当たるというふうに言われているわけございまして、この波を止めるには非常に大きな社会的な要因がない限り、この方向で進んでいくだろうと。そうすると、ある程度小さくなくても、そこで暮らして
----------------	---

議 長 山 崎 議 員	いる人たちがいかに満足度を持って暮らしていけるのかと、困らないで暮らしていけるのかという、そういう体制を構築するのが行政の仕事なのかなというふうに思っております。 もう既に2, 0 0 0人ほどの町というのは、北海道の中でございますし、例えば、うちであれば、ここから生活の中心となるのは江差町ではなくて、どちらかというとな函館市になるわけでございます。車で約1時間ちょっとのところになるわけでございますから、そういう町がありますので、そういうところをどのようにコンパクトにしているのか。結局、ばらばらであれば、当然それだけ経費がかかる、住民負担も多くなるということでございます。 ですから、コンパクトにしていく以外にないのかなという思いでございますけれども、あまりに効率的過ぎると、今回のように、何でも生産は中国でとか何とかということで、少しイレギュラーがあると、それに対応できなくなるということでございますので、そこに暮らしている人たちがいかに幸せを感じながら生きていける体制をつくるか、これは、福祉だけでなくて産業もというのも含めて、そういうまちづくりが必要なんだろうなと思います。 ただ、じゃ、どう実現するのかというと、これはまたなかなか難しい問題でありまして、1つずつ着実に前に進んでいくことが必要なんだろうなというふうに思っております。 2 番、山崎議員 先ほど町長の答弁の中にもありましたように、実際17名の委員さんによりまして、今この総合戦略の検討委員会を立ち上げましていろいろ協議を願っているというところではありますが、いまだにまだ、しかしながら、固まったものができていないということでもあります。 その中で、町長、伺いたいしますが、この2期の総合戦略を遂行していく上で、町長が考えている中心的な施策というものをどういようなお考えをお持ちでしょうか。それを、ちょっと
------------------------	--

議 町 長 長	お伺いしたいと思います。 町長 先ほど申し上げましたように、今この第２期の地方創生、新年度から始まるわけであります。そんな中で、第１次のいろいろな計画を模索しながら進めております。大きなテーマの中には、ＣＣＲＣの北海道でも二つ、三つの市町村になると、こういうふうな大きなテーマを掲げながら、前半の地方創生を進めてきたところです。やはり、これを進めて今まで来まして、御案内のように渡島檜山の中で、年間通じて一番減少率の少ない場所が、トップが厚沢部町であった、こういうふうなことが実際に現れております。 そういう中で、やはりＣＣＲＣ事業が厚沢部という町の中できちっとつくるためには、前期の段階で大変な障害がそれぞれピックアップされたところであります。そのピックアップされたものが、第２期の政策推進の中でそれぞれ対応できれば、１つの第１期で求めた大きな構想が出来上がるものだと、このようにも思っております。 ですから、この第２期の地方推進交付金を交えたこの事業については、すべからく北海道の中では私どもは大いにこの事業に取り組むという発言をさせていただいたところであり、いずれにしても、この厚沢部町、今、国の統計の中では、渡島檜山の中では、我々には想像できませんけれども、松前町、福島町から順次町がなくなるであろうというふうな推計の中で、厚沢部町、今金町が最終的に残るだろうというのが、これが少なくとも今の推計スピードからいっての話でありますから、こういうものを維持しながら、そして、やはり地方創生そのものは人を減らさない、要するに、増やす。今日本全国の中で、減るのが当り前の話であります。 山崎議員も御承知のように、厚沢部町で年間３０人くらいの子供が生まれます。死ぬお年寄り
-------------------------------	---

議 長 山 崎 議 員	の方が60人から70人、こういう比率の中で、厚沢部町が平常どおりの数字なり増えるなんていうことは至難の業でありまして、そういう自然減のものをどうこれからクリアしていくかということになりますと、私には、この第2期地方創生にやはり大きな期待をするものがあるわけです。そういう中で、いろいろな施策を交えながら、この人口の減らない方法あるいは移住者を増やす方法、こういうものに取り組む、これ今までに確かに対策として重点項目でありましたけれども、御案内のように今山崎議員が言われた空き家がたくさんある、こういうものは、今移住者の希望を聞いていますと、全部この市街地のほうに集中する、こういう希望であります。今朝も家族4人の方が移住したいというんだけれども、本町、新町のエリア、こういうことの希望だもんですから。今厚沢部町には、それぞれ農家が集落のほうに行っても確かに空き家はあるでしょう。あるけれども、希望者は少なくともこの本町、新町市街地を希望するというのが実態であります。その中では、なかなか今空き家を確保することが面倒で、こういうふうな状況であります。 いずれにしても、今山崎議員が言われたこのまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の中で、プロセスそのものがこれから大きな方向転換をしながら行動していかなければ、この厚沢部町には移住者を受け入れる器がないという、こういうのが実態でありますから、こういう方面から考えた地方創生対策で進めたい、こういうふうに考えているところです。 2番、山崎議員 今、どこの町でも第2期の総合戦略を策定して、いろいろ知恵を絞りながらアイデアを出しているところであります。 そこで、私ちょっと視点を変えて町長に情報提供したいと思いますが、町長、米百俵の精神と
------------------------	---

いう御案内ですが。私は、今この時期だから、厚沢部町にこの米百俵の精神をどうか皆さんと共に共有しながら理解を深めたいなと思っているところなんですよ。

ちょっと私もかなり硬くなってきましたので、ちょっと息抜きしたいと思って、これに触れてみたいと思いますが、これは、長岡藩は、かなり江戸時代ですから古い時代、戦いに敗れて、本当に藩主の人方が財政が窮乏しまして苦しんだと。それを見かねた諸藩のあれは殿様なんでしょうね、その方がこの領民の人方に米百俵を食べなさいと送ったと。ところが、そこに小林虎三郎という、今であれば副町長みたいな人なのかもしれないね、家老みたいな人だと思うんですよ、その人が、逆にこの米百俵はみんなで食べるんじゃないかと、それを売って、その財源で子供の教育に力を入れて、そして、新しい地域を興したという、こういう故事なんですよね。

一躍有名になったというのは、ここに書いてあるんですが、実は、前の内閣総理大臣の小泉純一郎先生が、内閣発足直後の国会の所信表明演説でこれをぶち上げたんですね。そうすると、大反響になりまして、流行語大賞にもなったという、そういうことらしいんです。

ですから、私どもは今苦しいときに、やっぱり御飯、おにぎり1個でも食べられたら助かりますよ、住民としましては。ところが、強力なリーダーシップによって、それを新しい違う方向に向けていくというのは、その発想というのは物すごいことだと思うんですよ。そして、これは脅し文句だと思うんですが、百俵の米も食べばたちまちなくなるが、教育に充てれば明日の一万、百万俵になる、こういう脅し文句があるんですね。

私は、今総合戦略でこれを完成させるためには物すごいエネルギーが必要だと思っていますよ。それで、私の考えをちょっと申し述べようと思いますが、このふるさと創生戦略の遂行をしていく主役は町民一人ひとりであるというふうに私は位置づけています。そういう考えでいま

議 副 町 長	す。人口減少における社会的変化を先取りし、人口減少社会の実態を正しく町民に認識させることがまず第一であると考えております。 今先ほど副町長が言いましたように、どのような人口規模でも、みんなが安心して心豊かで楽しく暮らせる社会をつくればいいと思うんですよ。3,000人が2,000人になってもいいと思うんですね。ですから、私今紹介しましたように、この総合戦略には、町長のリーダーシップの下に凜とした柱を立てなければ駄目だと私は思っています。 そういうことで、今紹介しましたがけれども、そして、今、PDCAサイクルの活用というようなことも言いましたがけれども、今まで総合戦略とか、それから農協でやっている農に生きるとか、こういう立派な計画を立てても、これをどうやって実行させるかといったら、やっぱりこのPDCAサイクル、これの繰り返しのようになるんですよ。計画立てて、実行立てて、評価をして、反省する、この繰り返ししかないわけでしょう。だから、これをきちんとした形で、さっき町長も言いましたように、有識者のそういうのもあると言いましたように、1年に1回でも2回でもこういう会合を出して、それで繰り返して検証させるということだと思うんですよ。 今ちょっと私の考えを述べましたがけれども、まず、ひとつ副町長にお伺いしたいと思います、私は前々から考えておりました。いろいろな行政の進行役の主人公は、町民一人ひとりであるべきだと思っていますので、そのような考え方はどうでしょうか。 副町長 当然なことであると思います。まちづくりは何かといいますと、町民一人ひとりの幸せづくりであるということですので、当然町民が主役になるということだと思います。 それと、当然人口も減ってくると役場職員の数も減ってくるわけです。それだけ出るアイデア
----------------	--

議長 山崎議員	というのか数も少なくなってくるわけでございますから、ここは役場職員合わせて町民と知恵を出し合いながら協働の精神で進んでいくということが一番進みやすい、町をつくりやすいことなんでしょうなというふうに思っています。 2番、山崎議員 では、ちょっと細切れになってしまうんですが、実は、2点目の公営塾の体制整備ということについてもちょっと意見をお伺いしたいと思いますが、実は先ほど町長のほうからもありましたように、50名の子供たちが塾に通って一生懸命勉強しているということでもあります。そして、確実にそういう成果が出ているようであります。 そういうことで、ただ、聞いている範囲ですと、今ゆいま〜るの2階のほうでいろいろ研修、勉強させてもらっているんですが、大変狭くて、こういう環境としては適さないというようなことも聞いております。そういうことで、できればぜひ、町長、ここにいろいろな補助金等々ありますが、何とか補助金を見つけてもらって、独立した公営塾というものをきちんとした形でつくってほしいと思うし、それと同時に、やっぱりそこにいるスタッフをどういう整備環境をつくってあげるかということだと思っております。 私は、すごくよかったなと思ったのは、去年たまたま夏休み中に東大生が何人か来たということでして、やっぱり東大生だもの、私も1回見てみたいと思いましたよ。そういう、来てね、1月いっぱい慶応大学の先生も帰られました。そういう触れ合いというものをこれから厚沢部町の子供たちにたくさんさせてあげたいと思うんです。ですから、そういう会社の関係で、東大生が3人も5人も泊まるというのに、休み中に行ったら、それを宿泊する施設をきちっと造って泊めてあげて、子供たちと触れさせてどうだという、そういうことの、私は、教育の仕方というの
--------------------	--

議 町 長 長	もあるかなと思ったりもしているんです。 そういうようなところは、町長、どうしようにお考えでしょうか。 町長 公営塾、まだ始めて日が浅いわけでありますけれども、大変子供たちに好評な塾であると、おまけに、内部で指導なされている先生方も非常に子供たちに信頼を置かれている、こういうふうなことで、私は、この厚沢部町の公営塾というのは非常に効果を出している、こういうふう zu 思っております。 また、確かに施設、ヤドカリの格好でやっているもんですから、狭いし、公営塾の中に塾で勉強したいという子供の学年層も増えた格好で、やはり今の施設では今後なかなか窮屈であろう、こういうふう zu 考えております。できるものであれば、この地方創生 2 期のほうで、子供たちの勉強の場を新たに造ってあげたいというふうな考え方もあります。これらは国のほうと十分協議をしながら、そして、時期を見計らって、そういう体制整備を図っていききたい。 また、なお慶応大学の先生もおりました。今年は、今計画の中では、アメリカの第一大学の大学生が 10 人ほど厚沢部町の塾に来ていただくというふうな計画も今進めているところで、恐らく夏休みには、そういう英語教育に重点を置いて、アメリカのハーバード大学の日本語が達者な生徒が厚沢部町に来るというふうな情報も今もらっております、なるべくよそにない塾の重みがある塾にしたいなど、こういうふうな考えであります。 したがって、その段階では、まず、その塾の器から整備をせんきやならんというふうな考え方を持っていますが、いずれにしても、この地方創生の中で考えていききたい、こういうふう zu 思っているところであります。
-------------------------------	--

議 長 山 崎 議 員	2 番、山崎議員 私は、近隣市町村の中では、まだ公営塾という、そういう立ち上げはないわけでありますから、最大の 1 期の総合戦略のヒット商品だと思っています。そういうことで、ぜひ、先ほどの米百俵の精神ではないんだけど、やっぱり将来の厚沢部町を子供たちに託したい。それに対して全力で私は応援したいというふうに思っております。 それでは、次に入りたいと思いますが、3 点目の基幹産業の基である労働力の環境整備であります。 これは、議会の報告会で、ある館の大きな農家の方から注文がありました。これからの将来的には、労働力が不足するし、その労働力がなかったら我々の生産は止まっちゃうんだと。けれども、環境としては、近くから労働力を確保って、これはできないと。そのためにも、今、実際に厚沢部町取り組んでおりますけれども、ベトナムであるとかカンボジアであるとか外国留学生でも、そういう仕事を長期的にきちとした形でお迎えをして、ぜひ厚沢部町の産業振興のために応援してもらいたい。その体制をぜひつくれということだったんですよ。 そのためには、昨日も実は、新聞なんかにもありましたように、農家、特に厚沢部町の形態であれば、夏場は仕事あるけれども冬場は仕事が切れてしまうという、その補償をどうしていいかということも一つは大きな問題になります。ある意味では、水産加工は、年がら年中仕事がありますので、そういう人方というのは、割と安易にそういう対応をつくり得ると思いますが、厚沢部町は半分労働、半分はやっぱり違う方向にいくんだという形になって、それのところ考えながら、例えば、1 つの案でありますけれども、学校を宿泊施設に改造するなどして 1 か所にぎゅっとまとめて大いに勉強させながら、厚沢部町に根づいていただけるような環境づくりをしてほし
------------------------	--

議 町	い、これが、大型農家の希望でもありますので、ぜひ町長、それに対しては前向きに、早急に取り組んでほしいな、そういう要望をしたいと思いますが。 1つは、昨日もいろいろありましたけれども、この「農に生きる」の6ページの中でも、組合66個のアンケートを取りましたら、52.4パーセント、87戸は後継者がいないという結果が出たということがもう出ていますよ。よく鶉も若い人方、若い人って、私もどちらかという若いほうの部類なんですけど、鶉のほうでは、あと何年だべね、耐用年数何年だべね、そういうような議論することもあるんですよ。ほとんど鶉は、本当に1戸か2戸残ったきりで、いないんです。どういう方向で向かっていくかということ、今、真剣に議論している最中、そういうことで、ぜひ、これから継続していくためにもやっぱり、これは日本人であってもどこであってもいいんです。そういう労働環境を整備してほしいなというふうに思っております。 どうですか。これに対して、特別な大きな問題発生しますか。どうでしょうか、この労働力確保。そうでないと、厚沢部町の農業生産止まりますよ。どうですか。 町長 今、一番全国的に大きな問題であります農業後継者不足という中で、厚沢部町は、山崎議員御承知のように、農業振興公社というのを町と農協が組んでつくりました。有限会社でつくりました。この農業振興公社をつくったときの目的というのが、将来、10年、20年後には、後継者のいない農家ができるだろうという最大の目的であります。その後継者のいない農家に対して、どういう作業のお手伝いができるのかというのが農業振興公社であります。こういうのが、当時、高齢者農家は大きな重機を買わないで、そして、それに公社が手伝います、こういうふうに後継者不足対策として、この農業振興公社をつくった。おかげさまで、今は農業振興公社は、農
----------------	---

業全般についての大きな活躍をしている団体になりました。その辺で大分厚沢部町の農家は後継者がいなくても、そういう作業のお手伝いはされているんだろうと思います。

それから、厚沢部町では、道内でも国内でも珍しいゼロ円免許というその制度を使いながら、これは、町でも農協でも特別持ち込んだわけではありません。ゼロ円免許という、町の農林課の職員がある大学のほうへ持ちかけて、そして、これが広がり、それぞれの大学生に広がって、今、厚沢部町では、夏休み期間の2か月間を鉄砲の免許あるいは車の免許、こういうものの資格を取りながら農作業をするという、こういう大学生20（47人の声あり）それくらいのもう人数が来る。別に町から来なさいと募集かけているわけではありませんけれども、そういう学生が自ら厚沢部町に入ってくる。四十数名の若者が、夏休み期間1か月半から2か月かけて、そして、車の免許あるいは鉄砲の免許を取って帰る、こういうふうな制度が今確立しつつあります、厚沢部町では。

この制度そのものがゼロ円免許と称して、今、北海道の農業新聞の中でも大きく取り上げられて、各町では、団体で大きな話題になっているところでもありますけれども、こういうふうにして、これからも我が町については、こういう方々を受け入れてあげる、そして、受け入れる条件としては、いかなる居住場所、仕事、こういうものをきちんとその大学生に与えるかというのが大きな課題になるわけであります。

我々は今、少なくとも農家の団体がそういうふうな制度をつくりながら、そして、今、町の館保育所を一部改造しながら、そういう子供たちを受入れしている。大概の子供たちについては、今御案内のように、鶉保育所のほうを借りて農協がそれぞれ鶉支所のほうに住まいさせながら厚沢部町の農業に従事させる。こういうふうな徐々に今生活環境を整えながら、そして、これから

議 議 山 崎 議 員	もそういう強い後継者のいない農家を支援する方々を、これからも確実につかんでいく、こういうふうな対策が必要でありますので、今まで以上にやっぱりそういう活動が必要だろうと、町には幸いそういうふうな経験を持っている職員もおりますので、今後ともこの事業は継続していきたい、こういうふうに思っております。 2 番、山崎議員 山崎議員、時間は残り 1 5 分となりました。 これでやめて、次の質問に入りますけれども。 今までちょっとなかなかこういう示し方がなかったような気がしますが、実は、前の総合戦略の中で結びの報告の中で、議会の関与というちょっとした文がうたってあるんです。厚沢部町の総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進する必要がある、事業執行、効果検証、計画の見直し段階においても議会に情報提供を行い、十分な意見の反映が行われることが重要でありますと、いい結び方をしていると思うんです。我々もどちらかというと、この総合計画については、余りまだ人ごとみたいな議会のそういう態度が私自身今反省をしているところで、これから積極的に参画をしながら、お互いに主役になったつもりで、町長を柱にしてやっていきたいな、そんな気持ちではありますので、よろしく願いしたいと思います。 それで、2 点目の質問に入ります。 実は、1 点目終われば休憩なのかなと思ったんですけれども、いつもだったらベル鳴るけれどもなと期待していたんですけれども、ベル鳴らないで全部終わりということだもんで、やらせていただきます。 2 点目の国営地区の農地開発事業受益者負担金 3 , 8 8 9 万円不納額発生のプロセスについて
----------------------------	---

議 町 長 長	お伺いしたいと思います。 国営相和地区農地開発事業受益者負担金については、債務者死亡、平成２６年１０月に死亡しまして、３，８８９万円の不納額発生となりました。総賦課額は５，８９５万７，７４３円であり、徴収条例内での現金納付率は０．２９パーセント、１７万円でありました。農地開発事業受益者の方々とは平成９年に負担金徴収条例を締結されております。それが納付期限までに解決できないということが発生しましたので、誠に残念であります。 それで、不納額３，８８９万円の発生に至るプロセスについてお伺いします。 ２番目としましては、厚沢部町国営土地改良事業負担金等徴収条例の堅持について、考え方を伺いたいと思います。 それから、３点目としまして、延滞金の請求についてであります。 そして、今後まだ滞納額が残っておりますので、今後の滞納額整理の見通しの方向性について、町長の所見を伺いたいと思います。 町長 山崎議員からの今、国営相和地区農地開発事業受益者負担金の不納欠損についての質問であります。 経過の概要は、山崎議員から今御説明いただいたとおり、負担金の総額が約５，８９５万円である受益者が死亡したことに伴いまして３，８８９万円の不納欠損が発生したものであります。 御質問の中で１点目の不納欠損額３，８８９万円のプロセスについては、平成２６年１０月に、未納額５，６９７万円を残して受益者が亡くなったものであり、その後、関係相続人全員が裁判所に相続放棄を申し出た結果、民法の規定に基づきまして、残された全ての財産は、相続財
-------------------------------	---

産管理人により処分されたものであります。相続財産管理人が、動産、不動産、預貯金等の全ての財産を処分した結果、平成31年4月には1,808万円の配当となりました。不足する3,889万円が収入未済となったものであります。この収入未済額は、法律的に徴収できないことが確定したために、令和元年度中に不納欠損処理となります。

次に、2点目の厚沢部町国営土地改良事業負担金等徴収条例の堅持についてですが、負担金の賦課額、支払い期間、延滞金など、当然として条例の根拠が変わるわけではありません。

また、条例第5条に規定する支払い期間の15年を超過した場合は、地方税の滞納処分の例により預貯金等の差押えや不動産の公売など滞納処分が実施されることになるわけです。ただし、個別の判断になりますが、税法に準じて納付に対し誠実な意思を有している場合に限り、事業継続または生活維持の困難や徴収上の有利に該当する場合は、納付を一定期間猶予するケースもあります。

3点目の延滞金の請求については、生活困窮や事業継続が困難などということを勘案して、納付状況や支払い能力を把握しながら、受益者個々に判断をしていくものであります。

4点目の今後の滞納額整理の方向性についてでございますが、現時点の滞納繰越額は、不納欠損額を差し引くと、12件で1億5,355万円であります。このうち9件は、具体的な納付計画や財産処分により全額納付され则认为しておりますが、その一方で、計画的な納付を拒む者に対しては、財産の換価など強制処分を前提として対処いたします。しかしながら、事業開始、徴収開始から相当の年月を経過していることも事実でありますから、随時、納付計画や財産の状況を把握し、なるべく早いうちに納入を促していく、こういう考え方であります。

最後になりますけれども、本負担金は、公平性の観点から最後まで徴収をすることは当然のこ

議長 山崎議員	とであり、法律及び条例等に基づき徴収を進め、未収金解消に取り組んでいるところでございます。 以上であります。 2番、山崎議員 1つは、ここに平成9年に国営土地改良事業負担金等徴収条例というものが制定をされました。これは、平成9年から平成23年までの15年間で、この負担金を償還してもらいますよという、そういう受益者との合意の下で制定されたものであります。それが、残念であります、納期内に全て納付されないということは、大変私としては残念なことであります。また、議員として、この指導、監督等々の責任を心から感じて、町民に本当に申し訳ないなというふうに思っているところであります。 今、今回のこの定例会に、議会のほうで特別委員会の報告があろうかと思いますが、そして、いろいろ勉強させていただきましたが、何かしらこの滞納者の中には、恣意的に支払う意思がないというふうに、そういう感じが見受けられる方もいらっしゃると思います。今回のこの3,800万円の不納額を発生させたこの方も、その一人ではないかなと、実は私思っているところであります。なぜならば、条例で定めた15年間の償還期限内に納付額が17万円ですよ。5,800万円から事業費ある中で。これをどう理解すればいいですか。ある意味で、私は執行者の責任もあると思いますよ。こういう不納者を発生させたということは。そして、本人が死亡しましたよと。法的には確かに死亡して、ないものから取れないですよ。いただくわけにはいきません。それは、法律で決まっている。だから、そこまで行く過程の中で、もし15年間のその期限を定めたら、1年間で100万円償還してもらったら、15年なら1,500万円減っているわ
--------------------	---

議 町	けでしょう。これ１７万円というのは、私どうしても理解できないです。どういう訳ですかね。これは怠慢というほかないじゃないですか。残念だと思いますよ。 そして、実は、私の先輩議員の中でも、この相和地区の償還ということ大変心配をされている方もいまして、一般質問もされております。そして、実際に町長のほうからも答弁をされております。その内容をちょっと紹介したいと思いますが、これ平成１１年度の決算で監査委員からの意見もあります。監査委員の審査意見の中でも、償還金は当然の義務であり、未納者に対して指導に努めるよう指摘を受けています。これは、町長の答弁ですよ。これは、渋田町長ではないですよ、この当時は。このまま未納額が累積していくと、町財政の運営に与える影響も大きいことから、農協組合長とも十分協議をしながら、未納者には法的処分を念頭に厳正に対処することを考えていますと。 けれども、私は、今のこの３，８００万円の未納額発生したこの事案を考えてみるときに、しからばここであっているみたいにして、本当に厳正に粛々と対応していたのかなということを疑問に思っているわけですよ。その辺のところまず一つ先に御意見を伺いたいと思います。町長、どうですか。 町長 今あるこの亡くなった受益者の関係で御指摘あったわけですが、確かに納付額が極端に少ない、こういうのが実態であります。その中でも徴収というのは毎年のごとく担当のほうは滞納者に訪問しながら徴収するということが続いてきたわけですが、それぞれの理由の中で、やはり納付を延ばしますというふうな要請がずっときたことでこういうことになっていると思います。
----------------	---

じゃ、なぜ強制処分をしないか。1つには問題があります。法的な問題があるわけですが、滞納処分をするにも、前もって根抵当、抵当が先にあるものについては、税であっても勝てない。これはもう全部先に抵当第一権者のほうへ行ってしまうというような法律であります。そういう法律の中で、こういうふうに待ち切れないような財産があっても処分ができないというようなケースがこの方には出てくる、こういうふうな問題があるわけです。

いろいろとこの滞納者の内容を見ますと、問題はやはりそれぞれの滞納者に保証されている農家があったり、その方が処分されることによって、第2、第3の保証人のほうにも大きな影響を及ぼす、こういうふうな場合もあります。様々な徴収の段階での大きな弊害があるわけであります。そういうことを含めて、町としては、他の農業者に影響のないように、なるべく個人個人で終われるように、こういう配慮も必要なところでございます。

たまたまその過程の中で亡くなったという事例が出ました。これは、確かに法律上これは放棄された以上は、行政も手が出ないわけではありますが、そういうふうな情勢の中で、今まで額の少ない納付の結果よりなかったということだろうというふうに思います。いずれにしても、こういう例がたくさん出るなんていうことは、あつてはならないことでもありますから、こういうふうに亡くなった受益者の後については、いかに残りの財産を少しでも負担金のほうに替えるか、こういうことで、町のほうではいろいろな公売の方法を取ったところでございます。裁判にかけて結果を得た話でありますから、それ以上のことが行政のほうは手が出ないというふうなことでございます。

山崎議員が言われるように、徴収する者にも責任があるだろうと、そのとおりだというふうには私も思っております。

議 長 山 崎 議 員	山崎議員、持ち時間が終了いたしましたので、次の質問で最後の質問といたします。 1 つは、私は、平成 2 3 年度、平成 2 4 年度、条例で定めた償還期間 2 3 年で終わります、平成 2 4 年度。その中で 2 8 戸で 2 億 8 , 8 0 0 万円残っちゃうんですよ。ある意味で、この人方全部条例違反しているわけですよ、条例。償還条例つくったわけですよ。それで、その条例を守ってくれなかったんだから、この人方は。そうしたら、行政としてはどういう対処をすべきかをきちんと指導しなければならないはずだったんですよ。だから、その辺とても残念に思いますよ。 それと同時に、この事業そのもの、厚沢部町の農業振興に大変大きな貢献をしたという事業だと私は思っています。ただ、この中で、1 回、2 回の計画変更をやることによって事業費も膨大に膨れ上がっちゃっているんですよ。さきの我々の先輩の特別委員会の中で指摘されたその中を見ると、その当時、事業費の結果が、既存の優良農地の取引価格を超える負担金を強いるような結果になってしまったという。そうすると、当然売買したって必ず不納額が残るということははっきりしているわけですから、それに対してもどういう知恵を働かしているか、そういうことがなかったわけですよ。 先ほど町長が、今令和 2 年、これから 1 2 戸 2 億 5 , 0 0 0 万円不納額ありましたと発表しましたね。私は、個人のマル秘でなかなか内容というもののまでは十二分に掌握されていないんですが、表向きだけ見る限りでは、この 1 2 戸の中で 9 戸というのは何かしら見込みがついたというんだけど、この 2 億 5 , 0 0 0 万円にもかなり大きな額の不納額が発生する可能性は十二分にあるなと私は見えています。ぜひこれから、町長としては、特段の指導をしながら、理解を求めながら解決してほしいと思っています。
------------------------	---

議 議 山 崎 議 員 長	それと併せて、この事業に、私の隣の農家の人方も事業に参画してやりました。今でも言っていますよ。もっと角度を緩やかにすれば、被害無いんだと。今、角度がきつくて、1回目のは計画事業で終わったわけだから、角度きついんですよ。今でも雨が降ると水で流される。2回、3回の計画変更すれば、もっと緩やかに、けれども、そのとき事業者のことを考えて、自分も支払っていかなきゃどこのところにどういう負担がかかってくるかって考えたら、それができなかったと言っているんですよ。そういう苦しみを味わいながら多くの人は償還終わっているんです。 今残ったのは一部です。これが、こういうような不納額を発生させるというんだったら、私は本当に情けないです。あと残った何軒かの方々については、これ払う必要ないんだって私は見えていますから。最大の町長の指導力をもって、2回目がそんなものが発生するとしたら大変ですよ、これは。それでなくても、議長の友達とか私の親戚なんだけれども、ものすごく厳しく意見言っていますよ。それだけ苦しみながら自分たちがやってきたんでね。J Aの公平性というのをちゃんと守りなさい。町財政をどうあなた方考えているのか。議員さん何やっているのかと言われていきますよ、私どもは。よろしくお願いします。 これで質問を終わります。 町長、答弁しますか。（いいですの声あり） 山崎議員、答弁はよろしいですか。 私はもう最後の。これ答弁はまた軽くなってしまうから、答弁しないで、最後の荷物を町長に預けますのでお願いします。 一般質問の通告は以上であります。
---	---

議	長	これをもって一般質問を終結します。
議	長	審議の途中ですが、１１時１５分まで休憩します。（１１：０７）
議	長	休憩前に引き続き議事を続行いたします。（１１：１５）
議	長	日程第６ 議案第８号令和元年度厚沢部町一般会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長	長	議案第８号の令和元年度厚沢部町一般会計補正予算（第４号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	最初に、歳入全般について質疑ありませんか。ページ数は１０ページから３５ページまでです。
議	長	５番、山田議員
山 田 議 員	長	ページ数にすると２２ページ、１３款２目民生費国庫補助金なんですけれども、この件でプレミアム付商品券事業費補助金とありますけれども、２５０万円こちらのほうで減額になっているんですけれども、この当町厚沢部町では何件このプレミアム商品券の利用がございましたか。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	長	ただいまのプレミアム商品券の関係でございますが、実際に券を購入された方ということでしょうか。（はいの声あり）
議	長	こちらで今押さえているのは、券を購入された方１４７人ということで押さえております。
議	長	５番、山田議員

山 田 議 員	これに対して、今回のこの支援事業、これは国からの施策だと思うんですけども、余りうまい具合に売れないというか、いい具合に券が行き渡っていないように見受けられましたが、その辺に対して町としてはどのような動きとして、今回新しいものだと思うんですが、その辺に関して教えていただきたいというか。
議 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	今回のプレミアム付商品券ですけれども、まず、対象者が非課税の方と、あと子供3歳未満の方がいる家庭でこの券を購入できるということでありましたけれども、先ほど言いましたように、実際に券を購入された方は147名ほどということなんで、町のほうとしても、この商品券、申請ですね、まず受け付けていたんですけども、この申請受付を当初町のほうとしましては、11月いっぱいまでの申請受付ということで行っていましたが、このように申請される方、購入される方とても少ないということで、2月25日まで申請の受付を延ばしております。さらに、このプレミアム付商品券の関係でありますけれども、そのように回覧なり何なり数回行っておりまして、あとさらに出張窓口としまして、館、鶉そちらのほうにも出張窓口として開設しましたが、実際、購入する、しないという方々の意見を聞いてみますと、購入してもなかなか使えないとか、町内では余り購入することないんだよという、そういう意見がかなり多かったところが見受けられました。 そういうことで、町としても、そういうふうに申請受付を延ばしたり、最大の販売効果を上げようとしたんですけども、実際にこのような結果となりました。
議 長	7 番、上戸議員
上 戸 議 員	35 ページになりますけれども、町債の関係で、消防債で740万円補正組んでいますけれど

議 長	も、これ来年度の予算の中で大きな予算を盛っているようですけれども、これとの関係はどういうふうになるのか御説明をお願いしたいと思います。
総務政策課長	総務政策課長 これは、来年度予定をしておりますデジタル化の工事の前段の実施設計を今年度しております、その起債充当額でございます。
議 長	ほかに歳入全般について質疑ありませんか。
議 長	1 番、中山議員
中山議員	1 点目は、19 ページになるんですけれども、商工使用料の中で、オートキャンプ場の使用料が113 万円今回出されているんですけれども、このオートキャンプ場大変結構なことなんで、どういう面でこの使用料が増えたのか、その要因について説明していただきたいと思います。 それと、もう一点は、33 ページになるんですけれども、ここに雑入の一番下のほうに、相続財産管理人選任申立予納金返還金50 万円というふうにあるんですけれども、これはどういう内容のものなのか説明していただきたいと思います。
議 長	副町長
副 町 長	オートキャンプ場の使用料につきましては、去年、天皇陛下のいろいろ行事がありまして、10 連休がございました。あれ後半もずっと好天が続いていたということと、週末土日なんですけれども、去年は干ばつ傾向ということで雨が少なかったので、キャンセル数が少なくて、例年であればかなりキャンセル、雨であれば来ないという人もいるんですけれども、今回の場合はそれが少なくて、前年に対して500 人増の人が入ったということでございます。
議 長	農林商工課主幹

農林商工課主幹	３３ページの相続財産管理人選任申立予納金返還金についてでございますが、こちら今回不納欠損となる案件、こちら相続財産管理の申立てを裁判所に町がしております。その申立てをするに当たっては、予納金の納付というのが義務づけられておりますので、それを平成２７年度に支出しているものが今返還されたと。処分が全て終われば返還されますので、そういったことで戻ってきたということでございます。
議長 中山議員	１番、中山議員 副町長から今説明があったんですけれども、オートキャンプ場、大変苦勞して運営しているわけですので、そういう中で、今回やはりこういうふうにして使用料が増えるということは、今までやってきたことが大変評価されたんじゃないかなと思うんですけれども、どんなことをこれからやっぱりやっていかなきゃならないのか、今年のよいところを見た中での進め方といいますか、それについてはどう今年の内容、今ざっくばらんに好天というようなことで説明があったんですけれども、それじゃ、ちょっと内容が分かりませんので、その辺についてもう一回説明していただきたいというふうに思います。
議長 農林商工課主幹	農林商工課主幹 オートキャンプ場の使用料なんですけれども、御質問のとおり伸びております。今回は１１３万１，０００円補正しているんですけれども、例年、当初歳入は控え目に見ておりまして、毎年の収入で考えると、平成３０年度であれば３５０万円程度、今回が合計して４１０万円程度で、やはり５０万円くらい伸びていると。 その要因を詳細に御報告いたしますと、まず、先ほど副町長言ったとおり、天皇陛下の関係で１０連休という相当な好条件がありまして、４月、５月のキャンプカーの利用、またソロキャン

議 長 議 長 香 川 議 員 議 長 税 務 財 政 課 長	プの利用というのが大幅に伸びているというのが要因であります。これが持続するかというと、来年度はそういう状況にはならないので、やはり従来の数字に戻っていく可能性というのは、今現状では大きいのかなと思います。 ただ、じゃ、そのまま何もしないのかということになるんですけれども、やっぱりちょっと農協サイドのほうでも今知恵を絞っていまして、やはり横にあるダムというのは大きな観光資源、よそでもダムというのはすごく人が来ているということで、来年度からダムの周知も兼ねまして、あとダムマニアを集めるとか違った顧客ターゲットを狙ってみるということで、ダムカードを作成してキャンプ場で配布するなど、少し工夫をして人を集めたいなども考えております。 以上です。 ほかに歳入全般について質疑ありませんか。 6 番、香川議員 29 ページのふるさと寄附金についてお尋ねしたいと思います。 補正額として500万円減額ということでございますが、ふるさと寄附金、当初見込んでいたよりも減額していると、その要因としてどのようなことが考えられるかお聞きしたいと思います。 税務財政課長 まず、ふるさと寄附金の減額ということでございますが、まず、実績から申し上げまして、昨年度の同じ時期で大体3,000万円ほど寄附額があったところでございます。今年を見ますと、1,600万円ぐらいということで、ほぼ半分まではいかないんですけれども、そこまでは落ちているということでございます。
--	--

議 議 議 議 議		落ちている内容といたしましては、昨年度、前の年の１２月の段階で先行予約、翌年の返礼品を見越して先行予約というものをやっています、そちらが非常に多かったという実績がございます。１２月、どうしても納税の時期もあって、駆け込み需要というかそういったものが非常に多かったと。 ただ、その先行予約を受けた際に、大体が農産物なんですけれども、その農産物について結構な量、天候不順等によりまして発送できなかった分がございます。それを先行的に先に発送していたわけなんですけれども、今度、今年度受け付けている分についても、昨年度送れなかった分を送っていったら、今年度また送れなくなってしまったという経緯がございます、その先行予約についてもちょっと不確定な返礼品を送れないというスパイラルというんですか、そういうことを防ぐためにも、今年度一度、昨年１２月の先行予約をやめたという経緯がございます、またちょっと来年度に向けて寄附金について検討し直そうということで、昨年１２月の先行予約をやめたことが主な原因というふうに考えております。
	長	歳入全般について質疑ありませんか。（発言する声なし）
	長	それでは、次に、歳出の質疑に入ります。
	長	歳出は３つに分けます。
	長	初めに、１款議会費から３款民生費までの３６ページから５３ページまでです。次に、４款衛生費から７款商工費までの５４ページから６７ページまでとします。最後に、８款土木費から１０款教育費までの６８ページから８３ページまでとします。
議	長	それでは、初めに、１款議会費から３款民生費まで質疑に入ります。ページ数は、３６ページから５３ページまでです。

議 中 山 議 員	長	1 番、中山議員
		4 2 ページになるんですけれども、ここに賃金で子育て支援アドバイザー賃金が 2 7 万円減額されております。これは、今回たしか認定こども園のほうにアドバイザーとして配置されている部分の減額なのか、それとも活動がなされなかったのか、必要なかったのかどうかということをお聞きしたいと思います。
議 総 務 政 策 課 長	長	総務政策課長
		この方につきましては、4 月 1 日から現在も勤めていただいておりますが、賃金の単価を決める段階で、実は、この方年金の受給者でもありまして、その辺の兼ね合いで若干の賃金を年金の支給と合わせて単価調整した部分が減額になったということでございます。
議 中 山 議 員	長	1 番、中山議員
		そういうことなのかなと思って今聞いていたんですけれども、アドバイザーにつきましては大変重要な仕事だと、私たちも所管事務調査の中でも見ていたんですけれども、やはりそういう年金を多くもらっている人を使うということはいかがなものかなと。ほかに適任者がいなかったのかどうかというふうな感じも受けるんですけれども、この方につきましてはほかのほうのアドバイザーもやっていますよね。違いますか。その辺もし違ったらちょっと失礼したいと思いますけれども。
議 総 務 政 策 課 長	長	総務政策課長
		この方は、認定こども園を主にして配属しておりますけれども、実は、公営塾の関係でもこの方にアドバイスを頂いているということで、この方を採用したという経緯でございます。
議	長	1 番、中山議員

中山議員	大事なアドバイザーですので、適任者ということであろうかと思えますけれども、来年度以降、ぜひともこういうことがないような形で本当は頼んでいただければ大変町政としてはいいのではないかなと思うんですけれども、その辺については来年度ぜひ考慮していただきたい。
議長 総務政策課長	総務政策課長 一応新年度につきましても、この方を想定しておりまして、ただ、会計年度任用職員制度が来年度の4月から始まりますので、賃金という形ではなくて給料ということでの支給になります。継続して雇用する予定で今のところ進めております。
議長 高田議員	9番、高田議員 同じページなんですけれども、公営塾講師賃金、それから下のページの公営塾運営事業委託料、それぞれ減額になっております。大変好評で動いているという中で減額になったという理由は何でしょうか。
議長 総務政策課長	総務政策課長 まず、公営塾の賃金のほうでございますけれども、現在今、3名体制で塾を開講しておりますが、そのうちの、昨年1名新たに講師として来られているスタッフが若干ちょっと時期がコウダのほうに移った関係で、この減額となっております。3人目の方がなっております。 それから、委託のほうにつきましては、運営そのもののの中に当然スタッフの育成サポート的な部分の委託と、それから塾の魅力化プロジェクトといいますか、要するに、学力だけではなくて、その塾に通っている子供たちの学力以外のそういう人材育成のための委託を実は見ておったんですが、新年度の4月から実は1人増員したいということで、急遽その魅力化の分を募集の委託のほうに回したことによる減額なんです。（ということは、魅力化プロジェクトをしなくても

	よくなったということの声あり) 当然、地方創生の交付金に絡めてのこの事業なものですから、今年できなかったというその分を、そちらを、どちらかという学力以上に塾の魅力化というところに地方創生の要点を置いておりますので、今年度できなかった部分を新年度のほうに一応その分も計上させていただいているところでございます。
議 長 浜 塚 議 員	8 番、浜塚議員 4 8 ページの老人福祉費の 1 3 番委託料でございます。4 4 0 万円ということで、大幅な減額だと思いますけれども、主なものは、恐らく雪かきですか、その部分があるかと思いますが、この内訳をお知らせ願いたいと思います。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 高齢者生活支援事業の委託料 4 4 0 万円の減ということで、この内訳でございますが、まず、給食サービス、こちらのほうが、当初 1 万 8 0 0 食を見込んでいたところ、実際には 8 , 0 8 6 食ということで 1 4 0 万円ほどの減額。それから入浴サービスにつきましては、1 , 8 5 0 回見込んでおったところが、1 , 2 7 7 回で 5 0 万円の減額。それから除雪サービスにつきましては、1 , 5 0 0 時間見ていたところ、1 , 1 9 4 時間ほどということで 7 0 万円減額となった。それから特別入浴サービスにつきましては、1 8 0 回見込んでいたところ、8 4 回ということで、こちら 5 0 万円の減額ということと、あと除雪につきましては、これで見込んだ後にかなりもう雪が降らないだろうということで、さらに減額した経緯があります。
議 長 議 長	1 款議会費から 3 款民生費までの歳出の質疑ありませんか。 2 番、山崎議員

山 崎 議 員 議 長 総 務 政 策 課 長	４１ページの地域活性化事業費の中で、地域おこし協力隊報償費が２９４万円減額になっていますが、これは事業の変更ということなのか、ちょっとその内容をお知らせ願いたいと思います。 それと、もう一つは、どうも最近いろいろ議論しているところで、地域おこし協力隊って何をやる人なんですかと、意味ちょっと分からないことになってしまったんですね。ただ自分の家業を育成させるために入り込んできているのか、本当に公に厚沢部町のために地域おこしという形で活動している人をいうのか、それちょっと分からなくなってきてしまったんですが、その辺の地域おこし協力隊という定義というのは何ですか。 総務政策課長 まず、初めに、この減額になった経緯でございます。当初予算で４人分計上しております。そのうち、今も継続で農業の就農に対しての今２名分隊員おりますけれども、それ以上に募集をかけておったんですけれども、隊員が集まらなくて、残りの２名分を今回減額させていただいたというところでございます。 地域おこし協力隊につきましては、国のほうで言われている移住・定住、それから、自分で例えば起業を起こすために田舎に来ていただいて経済的な活性化を求めるといいますか、本人が地方に入ってきて、最終的には移住・定住につながるだろうということでの協力隊制度ということになっております。 ただ、それぞれ農業を目指す者だとか、それから町に入って厚沢部町のＰＲだとかそういうことでの人材になりたいという方は、過去にはそういう方もおりましたけれども、そういうのを受け入れて町内の活性化につながったということでの募集でおったんですけれども、今のところ農
--	--

議長 山崎議員	業に従事するということでの今現在２名の隊員ということになってございます。 ２番、山崎議員 実は、昨日、協力隊員の方とお会いする機会がありまして、何かしら自分もアスパラのハウスを建てて、今起業したい、そう言ってみえておりましたけれども、それは結構だとは思うんだけど、なかなかやっぱりそれで生計を立てるとなるとかなり時間がかかると思っています。 だから、それに対しての支援という、ただここまで協力隊員の報償費云々ということではなくて、もうちょっと違う角度で、やっぱり厚沢部町に来たそういう若い青年それからまた家族いますけれども、そういったところでどういう本当の意味での協力隊という支援をするかということをやったり考える時期に来ているのではないかと思うんですよ。 ただ、しからばこの地域おこし協力隊というのは、例えば、農閑期、農業の仕事ないときは何をやっているかといったら分からないんですよ。それだったら、役場に来ていろいろな何かのお手伝いするとか何かあるんだろうと思うけれども、だから、定義って何ですかと聞いたんですよ。 本来ならば、本当に自分が起業するというんだったら、協力隊どころではなくて、やっぱりいろいろな資金から何か全部やってやればいいんですよ。それに対してどういう支援が必要だということを、やっぱり意見として述べてほしいですよ。 そして、いま一つは、私どものほうにも相談にも来て、前半ちょっと町長が厚沢部町に２人の家族、４人の家族が挨拶に来ましたとありましたけれども、多分この方だろうと思っていますけれども、その家庭は子供さんは２人ともよそに行っていて、２人とも厚沢部町に帰ってきて移住して厚沢部町で頑張りたいという、そういうことで、もう既に１組の夫婦は厚沢部町に住まいし
--------------------	---

議 長 総務政策課長	ていますし、また、もう一人の方は、子供さん２人連れて来るといふ。 だから、そういうときの、頑張れる、そこまで自立して起業していけるまでの間の支援なり指導をどうやって町は構築していくかということは、大きな問題だろうと思うんですが、そういうところは、この地域おこし協力隊の制度というものに対してどういふような捉え方をしたらいいのかちょっとお願いしたいと思います。 総務政策課長
議 長 町 長	農業は農業で、また別のことで支援もあるようでございますけれども、農業以外で入ってこられた方につきましては、１か月の報酬の額が決められております。それから、年数に応じて、若干ではありますけれども、１年ごとに上乗せ、それから住居手当相当分として、そういう上乗せもございます。あとは、この報酬以外に当町では活動費ということで大体２００万円ほどの中で活動に対する支援を行うという内容でございます、それが足りるのかどうかと言われますと、あれですけれども、あとは、そのほかに車ですね、活動の範囲もありますけれども、車の用意だとかその辺の一応手当は今のところしておりますけれども、それでいいのかどうかというところは、今実際来られている協力隊員の意見も踏まえながら、その活動費の中で対応していければなとは考えてございます。 町長 今の補足をいたしますけれども、この協力隊制度、御承知のように、厚沢部町では、北海道で喜茂別町と厚沢部町が一番先に、当時、厚沢部町６名、喜茂別町が９名で、総務省の事業として始まったもので、この我が町で６名を受け入れて、この方たちは農業だの何だの関係なく厚沢部町に来て何でも協力できる体制で若い者が動く、こういうことで受入れをしておるわけです。

		当時の6名は、農業に2人、それから、若い男性が多かったわけですから、そのほかに今できた向いの高齢者施設に2人、それぞれみんな地元で活躍しておりましたし、ただ、これはあくまでも総務省の事業ですから、1人3年間、この人については月額報酬と活動費、こういうものが与えられて3年間同じ町で活動できる、こういうふうな制度ですから、北海道で我が町は早くそういう制度を使ったわけですが、そういう中で、御承知のように、今現在厚沢部町役場の職員になっている者もおります。当時協力隊で来て、町内で活動していながら公務員試験を受けて現在役場職員になっている者もあるし、現在ゆいま〜るの職員をやっている者もあるし、それぞれ。当時来た中で2人の方は、病気になって帰った者とよそへ転居したという、東京都の職員になったという、こういう2人の者が出ています。 そういう国の総務省の制度を使つての田舎の協力隊、こういうことですから、いろいろ田舎に入ってきてから自ら何をやって地元を応援したいか、こういうふうな制度ですんで、いろいろな来る人には制限することなく、そういう自由に選んでもらって協力していただく、こういうふうな扱いをしております。今は全道でも大変な数になってはいますが、こういう協力隊というのは、今後も厚沢部町は受け入れることが必要であるというふうに考えているところであります。
議	長	審議の途中ですが、休憩して、昼食といたします。午後は1時から再開いたします。（12：05）
議	長	午前中に引き続き会議を開きます。（13：00）
議	長	歳出の質疑を続行いたします。
議	長	1款議会費から3款民生費まで質疑ありませんか。ページ数は36ページから53ページまで

議 長 山 崎 議 員	です。 2 番、山崎議員
議 長 議 長 保 健 福 祉 課 長	4 8 ページの老人福祉費の 1 1 需用費で、敬老会賄費の関係であります、まず、2 7 万 3 , 0 0 0 円補正というこの根拠を教えてください、もう一件は、このコロナウイルスの関係で、まだ敬老会をやっていない地域もあるということをお聞きしております。それはこれからどのような予定なのか、それと年度が替わってしまえばまた予算の関係も変わってしまうものですから、その辺の取扱いをどのようなお考えでいるのかお聞かせ願いたいと思います。 山崎議員、歳出の質問は 3 回目ですけれども、それでよろしいですか、質疑は。 保健福祉課長 敬老会につきまして、議員おっしゃるとおり、コロナウイルス発生しまして、各町内会のほうから 3 月以降の敬老会全て中止ということであちらのほうに報告が来ました。それで、今年度どうするんだということなんですが、これあくまでも敬老会、町内会が主催ということなので、町内会のほうで考えると思うんですが、うちのほうで持っている金婚式の方への褒状とか記念品、それにつきましては、申請あり次第こちらのほうで今年度分渡したいと思っております。 あと、ここにあります敬老会賄費の減額分ですよね、これにつきましては、実際、対象人数とかそういうものが、当初見込んでいた人数より減っている分ということです。（やらなくなった地域の敬老会の減額も入っているのかの声あり） この補正予算組んだ時点では、3 月の中止ということが分からなかったものですから、それは入っていません。（その支出はどうなるのかの声あり） それについての支出ですが、あくまでも賄い材料費ということなので、各町内会で開催した賄

議 長 上 戸 議 員	い費に対する町のほうからの支援ということなので、それがなければその分は町としては出さない と、そういう考えでいます。（まだ減額になるということの声あり） 7 番、上戸議員 山崎議員の今の質問に関連しまして、賄い費だから出さない、やらなかったら出さないという ような説明でありましたけれども、例えば、町内会でやらない代わりに、紅白まんじゅうだとか、 それから、菓子折りというわけにはいかないかもしれないけれども、弁当でも配るといった 場合は、どのような扱いになるのでしょうか。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 各町内会のほうでそういう対象者にいろいろ差し上げるということなんでしょうけれども、う ちらのほうとしましては、あくまでも敬老会を開催して、そこにかかった賄い費ということでの 支援ということなんで、そちらにつきましては、こちらでは支出の考えは持っておりません。
議 長 上 戸 議 員	7 番、上戸議員 どうも今の説明であれば、いまいち納得しないんですよね。何とか老人集めて一堂に会して飲 み食いさせないとお金を出さないというような言い方ですよね。だから、私が先ほど言うよう に、紅白まんじゅうでも配って今年は勘弁していただくというふうな考え方も出てくるのではな いかなというふうに思うんですけれども、そういう部分にも賄い費の範囲内で充当すればいいと いうふうに思うんですけれども、どうでしょうか。もう一回答えてください。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 各町内会でやることは大変いいことだと思うんですが、ここでいっている賄い費という名目で 上げているんで、ちょっとこれに関してはやっぱり賄いにかかった分ということですか、こちら

議 長 浜 塚 議 員	では予算計上していないんですよ。それで、もしおっしゃるような何か記念品とか買いましたよとか、おまんじゅうとかやりましたよとかいうのであれば、項目としては食糧費とかそちらにしないと難しいのかなと思います。 8 番、浜塚議員 何か町内 3 月に入ってから敬老会をやめるというのが三、四か所ぐらいあるように聞いております。富栄もその一つで、例年いつもは最後の日曜日ということですが、あまりにも 3 月差し迫るということで 1 週間繰り上げた結果でございます。御存じのとおり、どうして敬老会を中止したかということで考えれば、やむを得ないことだろうと思います。そう判断したと思います、町内会でも。そこで、上戸議員言うように、例えば、開催できないんだけども、紅白まんじゅうでも配る、温かい気持ちで対応してもらいたいなということを町長にお願いして質問に代えます。
議 長 議 長 町 長	答弁は要りますか。（要りますの声あり） 町長 敬老会の賄い費補助というのは、補助要綱にあるように、敬老会をやっているものに町が補助しますよと、こういう要綱であります。そういう中で、やらないものは当然補助の対象にはならないと要綱上なるわけです。 奨励事業ではないんですけれども、これはあくまでも皆さん方が地域において高齢者を敬う、そんな中での任意でやっているこの会を、我々も行って一緒に応援しようということの支援の中に、私の分も町が補助しているわけですよ。町から行く分は。そういうふうに、中身は、皆さん方が非常に地域のことを考えて自ら町内会費でもってやっている、こういうものに町は幾らかで

議 長 浜 塚 議 員	も支援してあげましょう、そういう考え方の下に補助しているというようですから、やらなくてもやってももらえるということになると、ちょっと理由言いますと、例えば、３年くらい前まで赤沼は、特老の部分も全部赤沼でありました。バスタオルとか、これ何とか持って行って、はいこれで終わりですと行って補助金をもらう。こういうふうなことでは、これは敬老している意味がない。 こういう全部、今、決算書を各町内会から担当のほうは取っておる。ですから、そういうふうな訳の分からないような支出ではなくて、きちんと明確な敬老会というものに町が補助しましょうと、こういうことですから、何もかも団子にしてひとつではなくて、きちんとした敬老会、皆さん方が一生懸命金をかけて敬っている、それに対しての、この部分は町が支援しますよと、こういうことですから。 様々各部落によって違います、はっきり。ごちそうも違うし、記念品も違うし。だから、そういう中でみんなまちまちなやり方しているわけですがけれども、この部分の皆さん方が高齢者をその時間内で敬っている、その飲んだり食ったりしているこれらについては限度額を決めて町が支援しますと、こういうことですから、あるものではなくて、町が、皆さん方がやっていることに支援をするというこの事業ですから、そういうふうにと考えると、やらなくても下さいという言葉は出ないはずであります。 8 番、浜塚議員 趣旨からいってやめたということ、事情も分かってもらえると思いますけれども、今回取りやめにしました。ということで、町の意見を聞かせてもらったということに対して、今町長の答弁、役員会等で伝えたいと思います。ありがとうございました。
------------------------	---

議	長	ほかに歳出 1 款議会費から 3 款民生費まで質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、歳出 4 款衛生費から 7 款商工費までの質疑に入ります。ページ数は 5 4 ページから 6 7 ページまでです。
議	長	1 番、中山議員
中	山	6 0 ページになるんですけども、ここに農地中間管理機構集積協力金ということで 5 0 万円のっているんですけども、今年度の中間管理機構を利用した当町の取り扱った面積はどの程度なのか。
議	長	それと、協力金というこの名称は、どういう意味合いを持っているのか説明していただきたいと思います。
農	長	農林商工課主幹
林		まず、2 点目の集積協力金について先に答弁させていただきます。
商		この集積協力金というのは、農地中間管理機構を利用して、自分の作付していた土地、リタイアするときなどに、新たな担い手の方に貸し付ける農業者に対して交付される交付金になっております。その単価につきましては、面積によっても変わるんですけども、今回の場合は、2 ヘクタールを超える面積 6 . 2 6 ヘクタールを貸し付けるということで、上限の 5 0 万円が 1 名に対して交付されているものでございます。
工		続いて、昨年度の農地中間管理機構の実績の面積につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど農業委員会のほうに確認してお知らせしたいと思います。
課	長	1 番、中山議員
主	山	何となく主幹の説明、理解できなかったんですけども、協力金というのは、今説明した中で
幹	員	

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	は、これに協力するから町から幾ら出すよという意味合いのものなのか、それとも、こういう事業に対しては幾ら厚沢部町としては出しますよ、協力しますよというようなことなのか。 それと、あと、後で説明多分あると思いますけれども、どの程度の面積が集約されたのか。そして、来年度に向けてどういう取組をしていくのかを聞きたいと思うんですが、それについてもちょっともう一回説明していただきたいと思います。 農林商工課主幹 まず、協力金ということで、それが性質という意味かと存じます。こちら、その50万円というのは歳入にも計上されておりまして、あくまで国から来たものを間接的に町が交付するという事で、まず、町費ではなくて国のお金が間接的に流れてきていると。そして、協力金という意味なんですけれども、あくまでリタイアする方が、担い手へ農地が集積されるように中間管理機構の利用に対して協力するという意味での協力金ということで、あくまでリタイアする方個人が農地を貸し付けたときにいただく協力金ということになりますので、そういった内容でよろしかったでしょうか。（面積割の声あり） 先ほどもちょっと説明したんですけれども、新たに貸し付ける面積によって単価がいろいろ違うんですが、今回のケースにつきましては、6.26ヘクタールということで、10アール当たりの単価が1万5,000円ということで掛け算をすると50万円を超えますので、上限の50万円が協力金としてリタイアされる方に交付されるということで、個人に支給されるものでございます。 あと、今後の進め方につきましては、現在であれば稲見地区の事業など、かなり農地中間管理機構を使っている事業もございます。また、新年度予算にも計上されます農地耕作改善事業、こ
------------------------------	---

議長 中山議員	ちらのほうも全員ではないんですけれども、やはり農地中間管理機構の利用というのは必須になりますので、そういった基盤整備事業を通じつつ農地の集積を図っていくということになっていきます。 ごめんなさい。去年の件数、面積につきましては、ちょっと後ほど調べてお伝えさせていただきたいと思います。 以上です。 1 番、中山議員 大変いい制度だなと思います。そういう中で多分今後どんどん進んでくると思います。今、稲見の場合でも、かなりの面積が出てくるんでないかなと。そうなったときに、この協力金というのは国のほうから出るという確約は、我々知ってもいいですね、6 町 2 反で 5 0 万円だというようなことですので、大変出すほうの手によっては、非常に助かる金額だと思うんですけれども、その辺については、今後について、それは確約できるんですか。
議長 農林商工課主幹	農林商工課主幹 この機構集積協力金に関しましては、実は、これから先もずっと保証されたものではございません。やはり国のほうでもなかなか農地中間管理機構の利用が進まないということで、それを促進するためにつくった協力金ということでございますので、今後これが保証できるという確約はございません。 農地中間管理機構の利用というのは、これから集積していくに当たって活用されていくもののだと思うんですけれども、協力金がなくなって、それが促進されるかという少し課題になる部分はあるかと思います。

議 議 山 崎 議 員	ただ、今国の補助事業、例えば、機械導入事業とか、個別の受益者ごとにポイント制度とかいうのもございますので、それを管理機構を使っていることによって、ここのポイントが上がるということもありますので、補助事業を導入する前提であれば、やはりこの中間管理機構を使っておくメリットというのは残っておりますので、そういったことも農業者の方に伝えながら、中間管理機構を使う、また補助事業を使うということで進めていきたいと考えております。 以上です。 ほかに４款衛生費から７款商工費まで質疑ありませんか。 ２番、山崎議員 ５４ページの予防費の委託料であります、３０４万円の減額補正であります。これは、多分いろいろな検診とか、それが予定だけの検診、受診率といいましょうか、それだけの検診がなかったということだろうと思うんです。 ただ、いろいろな過程の中で話に出るのは、何で厚沢部町は、いろいろな予防とか検診に積極的に参加してもらえないのかというそういう議題もしたことがあるんですよね。 割と少ないですよ、件数的には。どうですか。いろいろなドックだとか関係しているあれありますよね。それを受診する人は割と少ないような気がしているんですが、その辺は、予定よりもどういうふうな進行の仕方をしていきますか。結果的には、ここに３０４万円も減額補正するということは、それだけの人数が少なかったということなんでしょう。その辺ちょっと根拠を教えてください、私の感じでは、もっと受診して、健康診断何でもそういうような形で早期にそういう状況を把握してほしいなと思っているんですが、何かＰＲの仕方が悪いんですかね。それとも、厚沢部町は大変こういうドックでも補助していますし、厚く対策を練っていると思うん
----------------------------	---

議 長 保健福祉課長補佐	ですけれども、やっぱり周知の仕方が悪いんですかね。何でこんなふうになるのか、その辺のところも、もし分析結果とかありましたらお知らせください。 保健福祉課長補佐 検診の受診率の関係なんですけど、確かに年々ちょっと受診率が伸び悩んでいる、横ばい状態にあります。令和元年度も、総合検診、春５月と秋１１月やっています。あと、厚沢部町は特徴的にはＪＡの巡回ドックというものを１１月にやっていますが、その３つが大きい集団のがん検診になります。全体的に受診率が、それぞれで予定よりも少なくなっているというのが現状です。 ほかにも肝がん検診とか頭部検診とかいろいろやっていますが、肝がん検診だけがちょっと伸びているという、人数的には、そういう状況であります。 確かにＰＲがどうなんだとか、もう少し受診向上に努力がということなんですけれども、一応集団検診は日時が決まっていますので、そこで受けられない方は国保病院で個別で受けられる、特定健診は国保病院の会場で個人でも行って、自分の好きな日時に受けられる形、あるいは若年の方、若い方も受けられるような形とかいろいろなところで工夫はしているんですけど、全体的に少なくなっているということです。 厚沢部町は、大きく３日間総合検診やりますが、鶴、館、下地区、どこが一番少なくなっているかというと、館地区が非常に少なくなっている、どの検診も少なくなっているというのが現状です。それが、高齢者が多くなっているものなのか、ちょっとあれなんですけれども、鶴はそんなに変わらない。下地区もちょっと少なくなっているというような現状で、いろいろな面で特典もつけたり、いろいろしてやっているんですけど、伸び悩んでいるというのが現状の今の検診の状況です。
-------------------------	--

議長 高田議員	以上です。 9 番、高田議員 ページは 5 6 ページ、使用料及び賃借料の分煙カウンター借上料で 7 万 8 , 0 0 0 円の減額であります。どこかなと想像しながら、この 4 月で受動喫煙防止法というのが通って、それぞれの考え方が変わってきたかと思うんですけれども、まず、この分煙カウンターの借上料の減額について説明ください。
議長 保健福祉課長補佐	保健福祉課長補佐 禁煙しましょうということで、7 月から全面的に動いていますが、これは、皆さん、あゆみの交流センターに入って右側に喫煙室があったのを御存じかと思うんですが、あそこに設置していた分煙器です。それを、リースで 1 年間借りるんですけれども、一応保健福祉センター及び交流センターは集団のそういう不特定の方が集まる場所ということで、やはり禁煙という施設に値するということだったので、そこを閉じた経過があります。7 月以降、あそこを閉じて、今は、たばこは吸えない状態になっていますが、それで、7 月以降この分煙器のリースを取りやめたというところの金額になっています。 以上です。
議長 高田議員	9 番、高田議員 併せてお聞きするんですけれども、あそこだけが喫煙室だったんですか。今、庁舎の中で喫煙をしているとか、分煙カウンターを置いているというところはないんですか。
議長 保健福祉課長補佐	保健福祉課長補佐 今、庁舎の駐車場を含め全部禁煙ということで、役場の裏に喫煙場所が 1 か所プレハブである

議 長	かと思いますが、あそこだけということになっています。それ以外は全部禁煙ということになっています。
議 長	4 款衛生費から 7 款商工費まで質疑ありませんか。ページ数は 5 4 ページから 6 7 ページまでです。（発言する声なし）
議 長	それでは、次に、8 款土木費から 1 0 款教育費まで質疑ありませんか。6 8 ページから 8 3 ページまでです。
中 山 議 員	1 番、中山議員 3 点ありますので、3 回しか質問できませんので、まとめてしたいと思います。
	まず、1 点目は、7 5 ページの厚沢部小学校の校舎の屋根の改修工事ですね、それと鶉小学校のほうは屋根の修繕工事費になっています。これは、どんな工事をしたのか。それで完全にそれが改修また修繕されたのか、それについて、まず、1 点目答弁していただきたいと思います。
	次に、7 9 ページなんですけれども、ここに文化財保護費があるんですけれども、検討委員の日額報酬、それと委員の費用弁償が大きく減額されております。これについての説明をしていただきたいと思います。
議 長	3 点目なんですけれども、8 0 ページになります。前回議会報告会をやった中で、大変何名も質問されている、何やっているんだというようなことで問われておりますけれども、コーディネーターの賃金でございます。大きく 2 2 2 万 3 , 0 0 0 円と、これは、今回もう 3 年目近くになるわけですので、どういう、今年度令和元年度コーディネーターの募集について努力したのか、これについての説明をしていただきたい。
	教育委員会学校教育主幹

教育委員会学校教育主幹	まず、御質問の１点目、厚沢部小学校校舎屋根改修工事と鶉小学校校舎屋根修繕工事について御説明いたします。 厚沢部小学校におきましては、校舎、体育館から渡り廊下にかけての雨漏りがありまして、こちらのほうを改修いたしました。屋根のふき替え等を実施しております。鶉小学校の校舎屋根修繕工事、これにつきましては、生徒用校舎玄関付近の塔がありますが、その塔から雨が漏れといたしますか、しみてきて校舎内に雨水が入っているというところで、その障害になっている部分のコーキングですとか一部張り替え等を実施しております。 現時点で、厚沢部小学校、鶉小学校とも雨漏り等、この改修工事後に発生しているというふうなことはありません。 以上です。
議長 教育委員会社会教育主幹	教育委員会社会教育主幹 まずは、７９ページの文化財保護費の関係であります。報酬と委員費用弁償が減額となっていることについてです。 当初、委員会の回数が８回ほど計上しておりましたけれども、議員御存じのとおり、基本計画が平成２６年に出来上がりまして、その間２年間、平成２７年、平成２８年と担当者が不在になって２年間のブランクが生まれました。平成２９年度に計画を再開するに当たっては、ＡＲ等のデジタル技術を整備計画に加えるため基本計画の修正が必要となったものであります。これを受けまして、令和元年度には８回の委員会を計画し、基本計画の修正とＡＲの導入を進めることとし、史跡整備検討委員会を設置し、基本計画の修正に着手したところでありますけれども、検討委員会の中で、整備手順ですとか基本計画の検討あるいは再確認が必要であるとの結論が示され

議 教 育 長	まして、その後、基本計画の修正等、基本設計、実施設計に移っていく予定でしたけれども、基本計画の修正を優先し、結果、委員会の開催が８回から４回程度に変更することになったことによって、減額をしているところであります。 続きまして、８０ページの教育林コーディネーターの賃金の部分でありますけれども、この部分については、平成３０年度当初から現在まで配置されていないわけでありましてけれども、土橋自然観察教育林の連絡協議会であったり、その委員の方であったり、あるいは道の森林室であったり、あるいは関係機関のほうに、適任者がいないかということで機会あるごとに声をかけて、紹介をしていただいているところではありますけれども、結果、現在まで配置がないというところでございます。 以上です。 教育長 中山議員御質問の今の土橋自然観察教育林いわゆるレク森のことでありましてけれども、これにつきましては、今社会教育主幹からも御説明がありましたとおり、鋭意募集を重ねているわけです。 少しお時間を頂いて経緯を説明いたしますと、このコーディネーターですけれども、平成１２年に厚沢部町がこの国有林を購入して教育林としたところでありましてけれども、結果的に、厚沢部町教育委員会としてコーディネーターを採用していたのが平成２２年度からということになります。その都度、実は、野村氏が平成２３年度まで、水本氏が平成２４年度から平成２８年度まで、そして、その次、柳氏でしょうか、平成２９年度の半期、そして島村氏が平成２９年度の半期とそれぞれ、決して募集に対して複数の応募があったわけではないんです。全て何とか１人見
----------------	--

つかっていたと。その方々にこのレク森のコーディネーターが委ねられていたという実情であります。

そして、島村氏の後の募集に様々な手を加えたわけですがけれども、なかなか応募がないというのが実情であります。それをどうしてだと言われても、やはりないんですね。

そこで、いろいろと我々も苦労をしながらやっているところでありますけれども、このたびの教育行政執行方針にも述べさせていただきましたけれども、先般、いわゆる振興局森林室の木育の事業でありますとか、私も参加したり、見に行ったりしていますし、また農林商工課ほかの様々な事業も見させていただいているところですが、やはり教育林の維持管理については鋭意行っているところでありますが、このいわゆるコーディネーターといいますか、森林室であれば木育を行うそういった方が案内をしていくという実情がございます。そこと協力をしながらやっていかないともう立ち行かないかと思っております。

さらには、このレク森の件であります。先ほどありましたけれども、農林商工課で担当しているバンガローの管理につきましても、その中に実はコーディネーターの居場所があったんですが、結果的には、そこも含めて、今後、在り方でありますとか、様々なイベントの中でいろいろな方々をこのレク森といいますか、この教育林を案内できる方の育成に向けて、改めてやっていかなきゃならない時期に来ているのかなと、そう考えております。

ですから、今の中山議員の御質問に対するお答えの中では、鋭意努力して探しているところですが、この平成31年度に関しましても、前、後期ともに見つからなかったという現状でございます。

以上です。

議長 中山議員	1 番、中山議員 建設課長にちょっとお聞きしたいんですけれども、さっき私、同じ屋根の改修と修繕と、この使い分けというのは、工事の中のやり方によっては、こういう使い方をするのかどうか。答弁なかったものですから。 それで、2 つとも雨漏りなんですよ。これ、雨漏りが完全に直せないということで、たしか町長も何か視察に行っているみたいなんですけれども、何回もこれ修繕しているんですよ、過去からずっと。それでもまだ直らないというようなことで、この辺の工事の在り方というのは何かしらもうちょっと努力してもいいんじゃないかなというふうに思いますんで、町長の意見を聞きたいなと思います。 ということは、両方とももう大分、教育長の教育方針にもありましたけれども、三十数年以上、40 年以上たっている校舎ですので、その辺についての今後の扱い方、考え方いろいろあると思いますけれども、それについてももう一回答弁していただきたいと。 次の、2 点目の文化財ですけれども、これについては、今回の後に検討委員会の設置の条例が出されていますけれども、それと今回これだけ減額した理由とどう関わりを持つのか、それについての御説明をもう一回していただきたいと。 もう一点ですけれども、コーディネーターですけれども、教育長、これどうですかね。質問された一般の方に言わせますと、単価安いんじゃないの。単価ということは、賃金ですね。賃金が安いんじゃないのというような話をされていました。我々は、これに対してどう答弁していいかちょっと分からなかったの、議会でまたお聞きしますというような約束をして議会報告会を終えたんですけれども、必ず必要なコーディネーターであれば、多少賃金が高くなってもやはり
--------------------	---

議 教 育 長 長	必要ではないかなと。ということは、レクの森に行って、誰も案内する人がいないというのはどうも寂しいなと我々が見た中では、やはり一般の方が言うように、非常に残念な結果だなと。それを3年も空間を置かしたということで、我々も大変苦勞しますんで、それについてもう一度教育長のコーディネーターの必要性和賃金についての考え方、これについてもう一度説明していただきたいと思います。 教育長 まず、館城跡の件から御説明申し上げますけれども、こちらの整備検討委員会につきましては、先ほど社会教育主幹から説明があったとおりでございまして、当初、8回の中で、できれば、2年間の空白の遅れ、大きな遅れ、もっと言うと、2年半以上遅れることになるんですけれども、その遅れを何とか取り戻すべく、できる限り、難しいかもしれないけれども、やろうじゃないかというところの8回の計上でした。 ところが、新たに礎石が見つかったといいますか、いわゆるドローンの赤外線で見たとこが、新たに発掘を起こさなきゃならない場所が出てきたというようなことがありましたり、または、基本計画の中で修正が必要であると検討委員の中、専門家ですね、から、そういった指摘があったところで、実は、進めたいところへの足がかりが大きくずれてしまったと、これが実情であります。 ですから、本来であれば、ARそれからVR、デジタル技術を行って、町の観光にも寄与できるような、そういった一つの館城跡の見せ方をそこに持っていきたいと思つての計上でありましたけれども、最初の第2回の段階で、それが検討委員からの指摘があつて、思つた形で進められなかったというところも、この8回から4回になったところの減額になった理由です。御理解く
------------------	---

ださい。

それから、もう一つのレク森の賃金の件ですが、じゃ、幾らまで上げればいいのかと、これ実は何度もいろいろな形で主幹も含めて考えたりも、伺ったりもしているんですが、これも幾らまで上げればいいのかということもあります。これは、この金額で今まで来ていただいた、空白は3年間ではなくて2年間ですので、平成30年度、平成31年度の2年間です、いないのは、ということもあって、しかしながら、じゃ、どこまで上げるかということと同時に、お金を出せば複数来るのかということ、それも見えないところである。

先ほど私忘れましたが、それで先ほど私の1つの別のルートという考え方をすべき時期じゃないかというのは、いわゆる木育マイスターですね、これは実は他町にもいるんです。そういった方々も、木育の一事業としていろいろな形で案内し、またこの森を見せるというところに関しては、非常に有効ではないのかなと。通年通してコーディネーターを雇うということよりも、経費的に、こういったイベントを木育マイスターのような形で招いて行っていくという振興局森林室の在り方というのは、非常にそれは、私としては、これからはもうそういうところにまで行かなきゃならないのか。

というのも、実は先ほど申し上げましたように、私も担当が当初調べたんですけれども、やはりもともとは国有林であったというところ、それが林野庁によってのレクリエーションとして土橋自然観察教育林に指定されていて、そしてレクリエーションの森というのは林野庁が保健文化教育目的として国有林を指定する制度であると。それを受けて、町が買い取って厚沢部町の教育林としてなっていると。その経緯から考えていったときには、このまま教育委員会が教育林として維持管理をするんです。ただ、その案内人としてのコーディネーターがいいのか、木

議長 教育委員会学校教育主幹	育マイスターがいいのか、ここの協力体制、連携体制といいますか、そこの考え方をこれからは少し変えていった形での対応を模索したほうがいいのではないかな。それが、先ほど申し上げた1点でございます。 以上です。 学校教育主幹 すみません、中山議員の御質問にお答えいたします。 厚沢部小学校校舎屋根改修工事と鶉小学校校舎屋根修繕工事、改修と修繕、何が違うのかという御質問だったかと思います。これにつきましては、厚沢部小学校体育館の屋根につきましては、基本的にはほぼ全面をふき替えを実施しております。それに伴いまして突起物等の撤去もしております、一部屋根の形状を変えたというところで改修というふうな工事名をつけております。鶉小学校におきましては、基本的に玄関上部にあります鉄塔、ここからの雨水の侵入ということでしたので、一部張り替え等は実施しておりますが、建物の形状等に大きな変更を加えていないということで修繕工事として実施させていただいたところです。 以上です。
議員 浜 塚 議員	8番、浜塚議員 69ページでございます。除雪費の委託料、防雪柵と除排雪、両方分けて質問したいと思います。 防雪柵設置・解体委託料73万円とありますが、これどうしてこんなに減っているのかなというのをちょっと説明願いたいと思います。 それから、除排雪ですけれども、業者は何者あるのか。それで、最低保証はあると思うんです

議 長 建設水道課長	が、あるのか、ないのか。もしあった場合には、全業者同一の最低保証、金額幾らなのかは要らないです。同じなのかどうなのかということで教えていただきたいと思います。 建設水道課長 防雪柵設置・解体委託料の 7 3 万円の減額ですが、これにつきましては、全体で防雪柵うちで設置と解体で約 7 8 0 万円からの予算を持っているんですけども、この 7 3 万円は、当路の町内会に委託する分が、今年度、営農の関係で当路地区できませんということだったので、その分の減額であります。 そのほかの防雪柵等につきましては、地域それから業者は全て行っております。 続きまして、除排雪の作業委託料の 2, 5 0 0 万円の減額ですが、今回、道路のほうにつきまして、道路の除雪委託費は建設水道課のほうで持っています委託業者 1 0 者に 5, 7 0 0 万円の除雪委託料を持っております。このうち、今回 2, 5 0 0 万円補正で減額させていただきましたので、残り予算 3, 2 0 0 万円の除雪費であります。 ただ、今日現在、1 2 月 1 日から 3 月 1 0 日までで出動が約 1 5 回でしたので、現在のところ約 1, 5 0 0 万円しか使っておりません。予算は 3, 2 0 0 万円残っておりますが、現状今 1, 5 0 0 万円しか使っていないので、1, 8 0 0 万円残っているんですけども、あともう 1 回くらいの出動があるか、あと、大分解けていますけれども、春明けと、それから借地しているところの排雪関係を行いますと、もう二、三百万円くらいかかるというふうに考えております。 でも、不用額で多分千四、五百万円くらいは残ることになるのかなと思います。この予算案組んだ時点が 2 月 1 0 日前後ですので、その時点では、2 月もう少し降るだろうという予測で、こ
--------------------------	--

議 議 議 議		の 2, 500 万円の減額になっておりました。 それから、最低保証額ですが、最低保証額の契約は、平成 18 年から各業者と契約書の中でうたっています。これにつきましては、過去 5 年間の異常値、最大値とか最小値を除いた 3 年分の平均の車の稼働時間掛ける人件費のみで計算しております。 それで、今までこの最低保証契約していますけれども、過去一度もこれで支払ったことはないんですが、今回は、今のままで行きますと、10 者中 5 者くらいがこの最低保証に適用されると思います。 ただ、そんなに大きな差はなくて、例えば、最低保証額が 70 万円ですが、今現在まだ 55 万円くらいしか出動していないということで 15 万円くらいの差とか、そういうレベルですので、それほど大きな開きはないものであります。単純に言いますと、例えば、1 台当たり 12 月から 3 月までで 200 万円くらいの除雪費を払っていた場合に、今回でありますと、最低保証額といいますと人件費のみの計上ですので、大体 30 パーセントくらいが最低保証額のラインということになりますので、例えば、去年 200 万円 1 台で稼いだ重機が今年は 70 万円くらいで終わってしまうというような状況でございます。 以上です。
	長	審議の途中ですが、14 時まで休憩します。(13:55)
	長	休憩前に引き続き審議を続行します。(14:00)
	長	8 款土木費から 10 款教育費まで質疑ありませんか。ページ数は 68 ページから 83 ページまでです。
	長	7 番、上戸議員

上戸議員	先ほどの浜塚議員と中山議員に関係する内容なんですけれども、まず、69ページの除雪費の中の防雪柵設置・解体委託料で、先ほど当路のほうで農業の関係でやらないでもらいたいということでやめてお金が余ったというような説明だったと思いますけれども、こういう地区でやらないでほしいと言え、簡単にやめるというふうなことで、もともと大して必要でなかったところだったのかなというふうに私なりに想像しています。 それで、似たようなところがほかにもあるのかどうか、こういうふうな点検をしているのかどうかを1つ目は伺いたいと。 それから、もう一つは、中山議員の質問で、コーディネーターの森林教育林の管理費の質問がありましたけれども、この中で、どうなんですかね、コーディネーターにどこまで期待して、そういう難しい内容で、例えば、専門知識なかったらコーディネーターができないのかと。ただ、私は、コーディネーターだから何かイベントやるだとか、観察会やるだとか、そういうふうなことを中心になってやってもらうのがコーディネーターではないかなと思うんですよ。もし、どうしても専門的な知識だとか教養を持っていなかったら、このぐらいの金額ではとても人を雇えないと思うんですけれども、その辺の考え方をもう一度伺いたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。
議長 建設水道課長	建設水道課長 今回の当路の件につきましては、やらなくてもいいからやらなかったというわけじゃなくて、要は、地権者ですね、土地を借りてやらなきゃならないところだったので、まず、その土地をそういう営農によって使うので貸せないということが来たんですけれども、当然町内会のほうにまず諮って、町内会の人とその地権者の人と話をさせていただいて、それで、うちのほうにも、最終

的に町内会でも今回はそういうことでやらなくても仕方がないというようなことの答えが出たので、うちのほうで、じゃ、中止しますということになったわけで、本来であれば、毎年やっていて、今年はたまたまこういう天候だったので、苦情は来なかったんですけれども、もしも、本当にふぶいていると、通常であればやっぱり吹きだまりとかできるところなんですけれども、そこは、ほとんど通る場所が町道で地域の方が通る場所なので、その辺は地域の方が今回はできなかったということを理解してもらって、こういうことになると思いますので、うちのほうでは今回中止ということで。

それから、あと、先ほど言ったとおり、いろいろな違う地域でもやっぱりシストセンチウですか、虫の関係で防雪柵やらないでくれとかいうところもあります。そういうことで、そういうところについては、もう2年、3年とかできないところについては、もう予算から外して、地域と打合せをして、ここはもうできないということで、その代わり何かあったときには除雪を小まめにやりますので電話いただきたいとか、その路線をやっている除雪業者に、ここは防雪柵できていないので、気がついたら、我々から指示がないときでも見回って、もしちょっとでも吹きだまっているときがあったらすぐかいてくれということでお願いはしております。

それから、先ほど言われました点検につきましては、ほかのところでそういう要らないところないのかとかということでもありますけれども、先ほど言いましたとおりそういう形でどうしてもできないところについてはやめて、それで除雪で対応するというので、あとは、今年も監査委員から指摘ありましたとおり、いろいろな路線で住んでいる人が変わってきたと。事情が、今まで、極端なことを言えば、10軒いたところが半分くらいになって、こちらから通らないでこちらばかり通っているんじゃないのかとか、我々の気づかないところを監査委員の進藤委員さんに

議長 教育委員会社会教育主幹	指摘していただいて、我々の分からなかったことについては、そういうので。あとは、そういうものを聞いて、ほかの場所についてもいろいろと点検して、今年度、一部担当とこの間も見に行ってきたんですけれども、今年雪がなかったからよかったんですけれども、そういうことで、来年から少し変えてみようかというようなことで検討しているところでございます。 社会教育主幹 教育委員の賃金の部分でありますけれども、これは、役場の臨時職員の単価で月額7,700円で、月20日来れば十五、六万円程度の月給というふうになりますけれども。 専門性の部分でございますけれども、専門性の必要な部分もありますけれども、まず、応募者がいれば、その中で、先ほど議員御指摘のとおり、木育マイスターですとかそういう教育林の案内をしながらノウハウを蓄積していった、その中でいろいろな動植物、いろいろなものありますから、そこを覚えてもらってまたさらにキャリアアップしていただくという方法も一つの方法だろうというふうに思っています。
議長 上戸議員	7番、上戸議員 除排雪のやつは、今年もやらされると思うんだけど、必要、不必要を地元と十分確認しながらやっていただきたいというふうに思います。 それと、コーディネーターの関係については、今の説明ちょっと分かりづらかったんですけれども、難しく考え過ぎるんじゃないかというふうに思うんですね。学芸員やっている人がコーディネーターになってくれれば、それはこしたことないと思いますよ。だけれども、現実的には難しいんじゃないかと思うわけです。ちょっとした樹木の知識があれば、必要であれば、営林署だとかを退職した人も町内にはいっぱいいるわけですから、そういう人たちに教えを請う

議 長 教 育 長	たり、教えてもらったりもすれば、ある程度は対応できると思うんですけれども。もう少し楽な気持ちでコーディネーターを探して対応していけばいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、もう一回、その辺も含めて説明をお願いしたいと思います。 教育長 上戸議員御指摘のとおり、非常に楽な気持ちになったんですけれども、今、社会教育主幹が大変議員の御指摘を真面目に受けて、真面目にお答えしたということで、決して難しくは考えてはいないんです。 ですから、日額の金額も決して安くはない。そしてまた週の勤務もある程度フレックスで対応できる。ですから、多分勤務の条件としては決して悪くはない条件で、ということ踏まえて、先ほどの私の実は今後に向けての、中山議員に対するお答えになるわけで、つまりは、コーディネーターそのものが、例えば、教育委員会の一担当ができるじゃないかといったときに、じゃ、いろいろな方々の要請があったときその都度対応できるか、それはなかなか無理なんですね。それは現実問題として。 そういったところでのコーディネーターの配置であったと考えたときには、その上で、先ほど申し上げましたように、このレクの森のコーディネーターのありようという編成を考えたときには、教えを請いたいんです。いただきたいんです。そういった方々に、どうぞ手を挙げて応援していただきたいんですよ。ところが、半期でも構わないんですけれどもというところでも、いないというところでの、では、遡って考えたときには、教育林の管理はしっかりやるとしても、こういったいわゆる案内人としてのありようというのは、専属のコーディネーターという存在を常に置く形のほうがいいのか、先ほど申し上げましたように、木育マイスター、森林局のほうでそ
----------------------	--

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	ういった資格を発行していますけれども、あちらこちらの町にもいらっしゃる、そういう方々のネットワークの中でいろいろなちょっとしたイベントといいますか、そういったものを小まめに起こしていくと、どちらがいいのか。それを今後考えていく時期に来ているのではないのかというのが、先ほどの私の回答ですので、今の上戸議員のお言葉は応援として受け取り、また、私も気持ちを楽に探していきたいんですが、どうか、また逆に言うと、そういった知識をお持ちの方で、こちらに情報といいますかソースといいますか、そういったものを提供していただける方がいたら、どんどん私どものほうは受け入れたいとは思っています。 以上です。 審議の途中ですが、先ほど1番、中山議員の質問にありました中間管理機構整備面積について、農林課主幹から回答があります。
議 長 議 長 香 川 議 員	先ほど中山議員から御質問いただいた農地中間管理機構の平成31年度（令和元年度）の利用人数と面積でございますが、利用人数は5人、トータル面積で6.33ヘクタールになっております。1件は先ほど申し上げましたリタイアする方、そして、残りの4件は稲見地区ということになっております。 以上です。 ほかに8款土木費から10款教育費まで質疑ありませんか。 6番、香川議員 81ページの負担金補助及び交付金の分で、スポーツ少年団全国・全道大会参加補助金とあります。その名のとおり、スポーツ少年団が全国・全道大会に参加したときのみに与えられる補助金なのでしょうか。

議 長 教育委員会社会教育主幹	社会教育主幹
	そうです。この部分につきましては、スポーツ少年団が全道・全国に参加した経費の2分の1を補助しております。その経費でございます。
議 長 香 川 議 員	6 番、香川議員 本来であれば、スポーツ少年団全道とか全国、高い目標を目指してほしいところではあるんですけども、例えば、全国とか全道大会とか制約しないで、この下のスポーツ少年団各種大会補助金という形で使用することはできないのでしょうか。
議 長 教育委員会社会教育主幹	社会教育主幹 下の各種大会補助金につきましては、そのとおり各種大会に参加したときの参加費であります。今のところ各種全道・全国大会の参加助成をそちらに回すという考え方は持っておりません。
議 長 教 育 長	教育長 香川議員御指摘の点は、こうした全道全・国に行けないで、一定これが減になっているこの金額をもっと子供たちが頑張れるような、また、そういった環境の中にどんどん補助してあげたらどうだと、そういうお気持ちでの御質問ですよね。（はいの声あり） 実は、それもうあるんです。その上で、こういった各種大会の補助金をしているんですけども、本当にかんりの補助率ではあるんです、厚沢部町は。ただ、全道・全国に関しても、これもほとんど旅費も全部含めての補助なので、たまたまこれが全道・全国に行く対象がなかったというところでの減ということであって、決して日常的に各種大会の支援をしていないわけではないので、これはかなり十分な形でやっておりますので、そこのもし漏れがあったり、明らかに不足

議 長 議 長 山 崎 議 員	があるようであれば、それはまた今後考えていきますけれども、そういう形で御理解いただければと思います。 8 款土木費から 1 0 款教育費まで質疑ありませんか。 2 番、山崎議員 除雪費であります、2, 5 0 0 万円減額であります。これは、この背景は、雪が少ないもんだから、排雪しなかったという状態分かるんですが、実は、この排雪の作業の委託はほとんど民間が委託されているわけなんで、逆にその民間の人方の立場になってみると、今年余り出動がなかったもんだから、維持費も出てこないとか、油随分出ているんだよとか、そういうくどきみたいなことをたくさん聞かされているんですね。そういう民間との契約は、どのような形で契約というのはされているのでしょうか。 そうでないと、出動の多いときはいいんだろうと思うけれども、こういうふうに出動がないような状態になれば、今度大型機械を維持していくのに大変な状態になるわけですから、そういう場面は、どのような町の委託契約というのは内容はどのようなふうになっているのでしょうか、それちょっとお知らせ願いたいと思います。
議 長 建 設 水 道 課 長	建設水道課長 おとしは、1 億 6, 0 0 0 万円の除雪費がかかっているわけですから、そのときに体力をためて、こういう年もないとも限らないということはありません。民間ですので、やっぱりそういう増減があるということで体力をためなきゃならないというのは当然のことだと思います。 今回につきましては、山崎議員のほうにはそのような声が入っているのかもしれませんが、うちのほうでは、例えば、去年支払った分の最低の場合であれば、おおむね 3 0 パーセント以上

議 議 議 議 議 議		くらいは入るわけです。ですから、人件費は見ていて、確かに言われたとおり、車検だとか、油代は出動していないんですから油食わないわけなんで、それからもちろん車の維持費だとかそういうものがかかってくると思います。 今年度につきましては、最低保証を超えているところもあるんですけども、それでは全然足りないというところもあると思いますけれども、うちのほうとすれば、こういう年がまた来年、再来年とかも続けば、当然最低保証について除雪業者さんと打合せとか、そういう声とかを聞かせていただいて、どのくらいもう少しとかということはあるかもしれないですけども、今のところ、去年も例年並みの6,000万円近くですね、それから、ここ四、五年くらいは特にこのように少なかったことはなかったわけなんで、今年1年は大変でしょうけれども、その分違う仕事もできたんじゃないかなということで、今のところ見直しについては考えていませんので、もし打合せとかで要望とかありましたら、声は聞きますけれども、一応そういうことで考えております。
	長	ほかに歳出の質疑ありませんか。（発言する声なし）
	長	それでは、質疑を終結します。
	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
	長	討論を終結します。
	長	議案第8号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第8号令和元年度厚沢部町一般会計補正予算、原案どおり可決されました。

税 務 財 政 課 長	あ り が と う ご ざ い ま し た 。
議 長	日 程 第 7 議 案 第 9 号 令 和 元 年 度 厚 沢 部 町 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算、議 題 と し ま す。
議 長	議 案 の 説 明 を 求 め ま す。
議 長	保 健 福 祉 課 長
保 健 福 祉 課 長	議 案 第 9 号 の 令 和 元 年 度 厚 沢 部 町 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算（第 3 号）の 内 容 に つ い て 御 説 明 い た し ま す。（議 案 内 容 説 明 記 載 省 略）
議 長	説 明 が 終 わ り ま し た の で、質 疑 に 入 り ま す。
議 長	歳 入 歳 出 全 般 に つ い て 質 疑 あ り ま せ ん か。ペー ジ 数 は 5 ペー ジ か ら 2 1 ペー ジ ま で で す。（発 言 す る 声 な し）
議 長	そ れ で は、質 疑 を 終 結 し ま す。
議 長	討 論 に 入 り ま す。（あ り ま せ ん の 声 あ り）
議 長	討 論 を 終 結 し ま す。
議 長	議 案 第 9 号、原 案 ど お り 決 し た い と い い ま す。こ れ に 御 異 議 あ り ま せ ん か。（異 議 な し の 声 あ り）
議 長	異 議 な し と 認 め ま す。し た が っ て、議 案 第 9 号 令 和 元 年 度 厚 沢 部 町 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算、原 案 ど お り 可 決 さ れ ま し た。
保 健 福 祉 課 長	あ り が と う ご ざ い ま し た 。
議 長	日 程 第 8 議 案 第 1 0 号 令 和 元 年 度 厚 沢 部 町 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算、議 題 と し ま す。

議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	長	議案第 1 0 号の令和元年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 5 ページから 1 2 ページまでです。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 0 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 0 号令和元年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
保 健 福 祉 課 長		ありがとうございました。
議	長	日程第 9 議案第 1 1 号令和元年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	長	議案第 1 1 号の令和元年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）

議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は7ページから26ページまでです。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第11号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第11号令和元年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
保健福祉課長	長	ありがとうございました。
議	長	日程第10 議案第12号令和元年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第12号の令和元年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は6ページから16ページまでです。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）

議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 2 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 2 号令和元年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
建設水道課長	長	ありがとうございました。
議	長	日程第 1 1 議案第 1 3 号令和元年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第 1 3 号の令和元年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 5 ページから 1 2 ページまでです。
議	長	質疑ありませんか。（なしの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。

議	長	議案第 1 3 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 3 号令和元年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
建設水道課長		ありがとうございました。
議	長	日程第 1 2 議案第 1 4 号令和元年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	病院事務長
国保病院事務長		議案第 1 4 号の令和元年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第 3 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	収入支出全般について質疑ありませんか。ページ数は 1 3 ページから 1 9 ページまでです。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 4 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 4 号令和元年度厚沢部町国民健康保険病院事業特

国保病院事務長		別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	ありがとうございました。
議	長	質疑の途中ですが、１４時５５分まで休憩します。（１４：５０）
議	長	休憩前に引き続き議事を続行します。（１４：５５）
議	長	日程第１３ 議案第１５号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長		議案第１５号の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	７番、上戸議員
上戸議員		職員のサービスの宣誓なんですけれども、職員は宣誓書に署名してから職務を行うと、けれども、任用職員は、任命権者の別段の定めをすることができる、前項の規定に関わらずですね。これ、どういうふうなことなのでしょう。署名しなくても仕事できるということなのか、それとも何か特別な定めを町長が決めてやるということなんですか。それちょっと説明をお願いします。
議	長	総務政策課長
総務政策課長		２ページの第２条の第１項では、正職員については、先ほど上戸議員が言われたとおり、宣誓書に本人が署名した上で上司にその宣誓を行うということになっております。
		今回、会計年度任用職員においては、同じく宣誓書に署名はしていただきますけれども、人数

議 長 上 戸 議 員	も人数なもんですから、宣誓書を署名して提出していただいて、職務を行っていただくという運びにしたいと思っております。ですから、宣誓書は提出していただきます。ただ、面前でどうのこうのということではなくて、宣誓書を提出することによって宣誓を行ったということにみなすということにする予定でございます。 7 番、上戸議員 そうしたら、これ、目の前で書くのか、あなた明日持ってきたさいというのと、そういうふうなことなの。
議 長 総 務 政 策 課 長	総務政策課長 あらかじめ自分で署名していただいてこちらに提出していただくということです。その場でなくても結構ということです。
議 長 上 戸 議 員	7 番、上戸議員 人数多くても、私は、目の前で書いてもらったほうがいいんでないかなと、職員と同じようにね、思うんですけれども、それができないというのは、人数が多いからとかいうふうなことはちょっと理由にならないような感じするんだけれども、その辺もう一回だけ説明をお願いします。
議 長 副 町 長	副町長 確かに職員ですから、今度は職員という形に、臨時職員が会計年度任用職員ということでボーナスも出るということになっているわけでございますけれども、会計年度任用職員については、期限が1年ごとということになります。ただ、正規の職員と言うのはおかしいですね、会計年度任用職員以外の職員はもう任期の定めのない職員になりますので、1度やると、本人が辞める、あるいは処分を受けて辞めるまで、1回で済むわけです。ただ、会計年度任用職員は、毎年のこ

		とになりますので、それは面前でなくても提出だけでやっていただくという方法を取らせていただいたということでございます。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１５号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１５号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
総務政策課長		ありがとうございました。
議	長	日程第１４ 議案第１６号厚沢部町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長		議案第１６号の厚沢部町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１６号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１６号厚沢部町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
総務政策課長	長	ありがとうございます。
議	長	日程第１５ 議案第１７号厚沢部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長	長	議案第１７号の厚沢部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１７号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１７号厚沢部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
総務政策課長	長	ありがとうございます。
議	長	日程第１６ 議案第１８号厚沢部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
税務財政課長	長	議案第１８号の厚沢部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１８号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１８号厚沢部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
税務財政課長	長	ありがとうございました。
議	長	日程第１７ 議案第１９号厚沢部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議

議 長	題とします。
議 長	議案の説明を求めます。
保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長
議 長	議案第 19 号の厚沢部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議 長	質疑ありませんか。
上 戸 議 員	7 番、上戸議員
議 長	改めて内容じゃなくて、この附則なんですけれども、この公布の日といたら大体いつなのか。 それと、長く情報通信技術の活用による行政手続の何とか、これ厚沢部町の手数料の条例ですよ。これが、何でもこういう長いやつの規定の施行日を参酌するというふうなことになるのか、その辺もう少し、ちょっとだけでいいですから、説明をお願いします。
議 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	この通信技術の活用による云々とありますけれども、これが国のほうの法律、この法律の中に、厚沢部町の手数料徴収条例の、この通知カード云々という部分と合致する部分があるので、まず、国の部分のこの法律改正、これが施行されたと同時に、厚沢部町のこの手数料条例の関わる部分、ここが公布されるということになりまして、大体これが、まだはっきりした日にちはうたわれていないんですが、5月25日頃をめどにということで受けております。
議 長	7 番、上戸議員

上戸議員		そうしたら、これ国のほうの法律が決まってからということでもいいんだと思うんですけども、国のほうで、これに関わる分の手数料を改定しなさいだとかそういうふうな何か指示みたいなものがあって、これを流用するという形になるんですかね。その辺説明をお願いいたします。
議長	保健福祉課長	保健福祉課長
保健福祉課長		国のほうの、先ほど言いましたように、法律の中に、マイナンバーカード、この関係でマイナンバーの通知カードの廃止というものが出てくるんで、その部分で、うちのほうの手数料徴収条例の再交付云々という部分と重なるものですから、そこを改正するものです。
議長	議長	ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし）
議長	議長	それでは、質疑を終結します。
議長	議長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議長	議長	討論を終結します。
議長	議長	議案第１９号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議長	議長	異議なしと認めます。したがって、議案第１９号厚沢部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
保健福祉課長		ありがとうございました。
議長	議長	日程第１８ 議案第２０号史跡松前氏城跡館城跡保存整備検討委員会設置条例の制定について、議題とします。
議長	議長	議案の説明を求めます。
議長	議長	社会教育主幹

教育委員会社会教育主幹 議長 議長 中山議員	議案第20号の史跡松前氏城跡館城跡保存整備検討委員会設置条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。 1番、中山議員 何かようやく館城跡は見えてきたのかなというような感じを受けているんですが、今回この検討委員会の条例をまずつくったということは、我々はどのように理解していいのか。これは、城跡を再現という方向に持っていくのか、現況をどうしようとしているのか。検討委員会でそれをやるのかと思うんですけれども、そこが、まず1点。 どういう方向性を持った中で将来の到達点というのは、どう我々は理解したらいいのか。この条例からは何か見えてこないですね。ということは、今までやっているんでしょうね、何回もね。 それで、改めて聞きます。この委員の10名、学識経験者というのは、どういう人方を指しているのか。 次に、教育委員会が必要と認める者と、大変大きな幅があります。これは、どんな方を指しているのか。 それと関係あるんですけれども、そのずっと下8条、参与を置くことができると。この参与というのは、どんな方を意味して参与ということで置くのか。 ちょっと分からないのは、第10条旅行するときとは、旅行というこの、視察するとか研修するとかいうなら分かるけれども、旅行するというのが条例に出てくるというのが、どういうこと、何でも旅行すればというのは分かるんですけれども、これちょっと理解できないんですけれ
--	--

議長 中山議員	ども、条例にこういうのを上げるというのは、ちょっといかがなものかなというふうに思いますんで、今言った点をもう一度説明していただきたいと思います。 中山議員、もう一度再度お願いします。４点ほどだと思えますけれども。 まず、この委員会の立ち上げる理由ですね。最終到達点をどこに持っていつているのか。今もう整備というふうな方向でいくのかなと思ったら、今度はまた検討といって、また一に戻るのかなという感じがしている。この条例の意味するところですね。 もう一つは、委員の中に学識経験者とはどんな方を指しているのか。 それから、その後にある教育委員会が必要と認める者と、これはどんな方を指すのか。 それと、その下にまた新たに８条で参与を置くことができると、この参与というのは、町長のことをいつているのか教育長のことをいつているのか分からないですけれども、これもちょっと説明していただきたい。 それから最後に、第１０条に旅行という、この旅行というのはどんなことを意味するのかなというふうに思いますんで、この辺をもう一度詳しく分かるように説明していただきたいというふうに思います。
議長 教育委員会社会教育主幹	社会教育主幹 まず、この条例の制定でありますけれども、今回４月から会計年度任用職員制度に移行することに伴いまして、特別職の新地公法第３条第３項第２号の特別職非常勤職員としてまずは整理しようということでスタートをしました。ですから、今回は条例の制定ということで、整備についてどういうふうにしよう、こういうふうにしようということではなくて、条例を新たに設けて、その検討委員会の方々の身分を整理しようとするものであります。

議 長 税 務 財 政 課 長 議 長 中 山 議 員	まずは、学識経験者ですけれども、今までも考古学の専門家でありますとかそういった方を学識経験者として委嘱して検討委員会を立ち上げて、現在も審議をさせていただいておるところであります。 公務により必要な、公務により旅行するときというふうにありますけれども、当然検討委員会の中で、この部分の資料が必要だとかそういった議論がなされてきた場合には、いろいろなところ、例えば近隣の松前町ですとかそういったところに資料収集ですとか、そういったものが考えられるかなというふうに考えております。その場合については、きちんと費用弁償なり報酬をお支払いするという事を考えております。 あと、参与の部分については、今、参与については文化庁の調査官と道教委の担当者を考えております。今のところ1名ずつの構想であります。 以上です。 税務財政課長 条例中の旅行という言葉ですけれども、旅行って単純に聞くと何かこう遊びに行くようなイメージがあるのではないかということだと思っておりますが、厚沢部町の職員の旅費に関する条例の中でも、国内旅行、海外旅行として規定があるところでございまして、旅行というと、広く移動というんですか、そういったことを含めた上での旅行ということで条例にも規定されているところでございます。 1 番、中山議員 さっき1 番先に聞いたことが答弁されていないですよ、議場で。 この目指すところの到達点というのはどこに持っているのか、その辺についてもう一回きちん
---	--

議 教 育 長	と説明していただきたいと思います。 ということは、もう結論ありきでないと駄目な状態に来ていると思うんですよね。何年もかかっているわけですよ。学芸員を置いた中で何年間これをやってきましたか。その中でまだ検討しなきゃならないという、この現状、やめるんならやめる。最終に、この検討委員会というのは何回予定しているのか。まだここで検討、どうするこうするというのは、ちょっと遅いんじゃないかと思うんですけれども、もう整備計画に入っていかなきゃ駄目な状態の中で、新たにまた検討委員会をつくるというのは、条例をつくらなきゃやれないのかなと思うんですけれども、何のためにその条例をつくるのかなという、何か意味が分からないですけれども、それについては、教育長、どうこの先考えた中でのこの条例なのか。それについては、教育長のほうの考え方をお聞きしたいと思います。 教育長 まず、この条例の提案に当たっては、会計年度任用職員制度に関わっての、改めてこれを整理するために提案したと、認めていただきたいということでございます。ですから、今中山議員御質問の館城跡整備事業に関してのその行く末をどのように今考えているのかと、多分今の経過状況とともにお聞きになりたいと。その条例とは別に今お答えしてよろしいですか。 これは、会計年度任用職員の制度に関わってのその立場を整理するためのものの提案でございます。 一番初めの、以前も中山議員からは多分何回か御質問いただいている点でございますが、これは先ほどもちょっと申し上げましたけれども、実は、私が平成２９年度の１０月に来た段階でも、この整備基本計画自体がやっと整備基本計画の土台が出来上がったかなというところでし
----------------	--

た。ですから、先ほど私が申し上げたのは、2年間の空白という形で社会教育主幹がお話ししましたけれども、実は、実質約3年の空白があるということになります。その中で、新たに専門の学芸担当としての今主事がいるわけですが、その主事によって今実際に進めているところ

です。

その中で、先ほど私が申し上げたように、ドローンによる赤外線の探査を行ったところ、まだ発掘されていない、見つけられていない礎石があったというところで、改めてそこを確認のための発掘、大がかりな今までやったものではなくて、それを行わなければならないであろうとか、新たにその礎石があるということは、館城跡、これがいわゆる武家屋敷のていに似ているというものでありますから、その造り自体また変わってくるのではないのかなというところの指摘が検討委員の中であったところで、それで、今、実は、平成26年度末に出来上がっていたところの基本計画の修正を今また行わなければならない。

ですから、本来8回の検討委員会をもってすぐに整備計画のところに入っていきたいと私思っていたわけです。デジタル技術の応用とともに多くの人を呼び込めるような、そういう設備の設置をしたいところで、私もあちらこちら視察に歩いて、本当に具体的なイメージを持ちながらいたところが、止まってしまったという現状でございます。

ただ、それであっても、次年度令和2年度には、この基本計画の修正を何とか終えて、実際に、今議員御指摘の整備計画のほうに進んでいきたいと。実際には、幾つかの業者に、そのデジタル技術を応用したこの城跡の見せ方というのを、仕様書をもってその業者から提案してもらって、そして、入札といいますか、そういったものを行って現実のものとしていきたいと思っているところであります。

		ところが、何せ空白があった点が物すごく大きいブレーキになっているということで、今の担当の者も物すごく苦勞して今やっているところです。 また、戻るわけではありません、いろいろな大学の教授というのが、実は、元文化庁の調査官であった方がいらっしゃるわけですね。そういった方々が今教授になっていたりするもので、ですから、その方々、実は、上ノ国町の史跡の整備検討委員でもあって、そのいろいろな連携を図りながらまた今後よりよい方向に持っていきたいと思っているところの今の現状であると。 じくじたる思いは私も同様でございまして、決して何もしていないわけでもありませんし、ただ漫然と構えているわけでも到底ございせんので、どうかその点は、中山議員並びに皆様も御理解の上、逆に御支援を頂ければなと思う次第であります。 以上です。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２０号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２０号史跡松前氏城跡館城跡保存整備検討委員会設置条例の制定について、原案どおり可決されました。
教育委員会社会教育主幹		ありがとうございます。
議	長	日程第１９ 発議第１号「民族共生の未来を切り開く」決議について、議題といたします。

議	長	お諮りします。発議第 1 号については、議会運営委員会で協議し決議することに決定しております。したがって、あらかじめ配付しておりますので、朗読及び質疑、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号「民族共生の未来を切り開く」決議について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 20 報告第 1 号国営相和地区農地開発事業受益者負担金調査特別委員会報告について、議題とします。
議	長	委員長の報告を求めます。
議	長	佐々木委員長
国営相和地区農地開発事業 受益者負担金調査特別委員長		それでは、国営相和地区農地開発事業受益者負担金調査特別委員会の報告をいたします。 報告書に基づき朗読報告といたします。 1、特別委員会の設置について。 これまで厚沢部町議会では、定例議会終了の都度、国営相和地区農地開発事業受益者負担金の納付状況について、議員協議会で毎年数回にわたり説明を受け協議を行ってきたところであります。 議員構成が変わり、令和元年 8 月 1 日第 3 回臨時議会で、負担金滞納整理に対する方策や課題について、さらに詳細に様々な分野から調査研究し、改めて議員全員がこの問題の理解を深め、よりよい解決策を探る必要性があることから、議長を除く全員で構成する国営相和地区農地開発事業受益者負担金調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査研究が終了するまで閉会中の継続調査を行うこととしたところです。同日、委員会条例第 8 条第 2 項の規定に基づき委員会を

開催し、委員長には佐々木宏副議長、副委員長には中山俊勝議員が互選されたところであります。

2 番目、調査事項であります。

国営相和地区農地開発事業内容、経過、整理及び当事業受益者負担金徴収状況と滞納者に関わる今後の方向性についてです。

3、特別委員会構成につきましては、議長を除く議員全員です。

4、調査概要につきましては、7 回、令和元年 9 月 13 日、10 月 15 日、11 月 7 日、12 月 12 日、令和 2 年 1 月 16 日、2 月 6 日、2 月 20 日の 7 回にわたって実施しております。

調査内容につきましては、国営相和地区農地開発事業の概要について、2 つ目に計画変更、工法の経過について、3、償還を開始した平成 9 年から平成 30 年度までの負担金の納付状況年度別推移、4 に、受益者負担金の法的性質と滞納処理状況について、それと、5 に、特別委員会調査報告に向けた委員の意見交換、それと調査報告書の作成を行っております。

資料説明、現地案内というようなことで、農林商工課是廣課長そしてその主幹に説明等いただいております。参考人として松橋副町長、前担当でございます安達主幹等にも御出席いただいております。

特別委員会では、現地調査 2 回実施しておりまして、造成農地、遊休農地、幹線支線道路、雑用水等調査しております。調査に当たっては、参考人として進藤貞夫氏、立会人として佐藤節夫氏と事業当事者より事業の経過説明、また農地の耕作概要等の解説を頂いております。

5 に、4 ページです、報告概要です。

1 として、相和地区農地開発事業の概要につきましては、当初計画では、酪農経営を主流とし

て自立農家の育成を目的とし、山成造成工事、草地造成を主体で事業がスタートしたところです。

５ページに入りまして、平成６年度事業完了時には、畑地造成面積７７２ヘクタール、内訳としては、牧草畑が３５ヘクタール、普通畑７３７ヘクタール、農家戸数については９４戸、道路につきましては、幹線１条、支線１１条、雑用水１水系で完成しております。

工事期間につきましては、昭和４８年度着手、平成６年度完成ということで計２２年間要しております。

事業費につきましては、８８億９７３万７，０００円。当初費よりも７９億６，９７３万７，０００円増ということになっております。

町主体の整備につきましては、町道、水道整備ということで、２５億９，４３６万７，０００円の整備が行われております。

受益者畑地造成の負担につきましては、６２億１，５３７万円であります。農地造成ヘクタール当たり事業費については８０５万１，０００円。当初費に比べて、７６４万１，０００円増となっているところであります。

６ページに入りまして、２番、国営相和地区農地開発事業受益者負担金についてであります。

アとして、事業費負担金の負担割合と償還期間です。

当該事業の負担割合は、国が７５パーセント、道１５パーセント、地元１０パーセントです。地元分は、北海道知事が町へ受益者負担分を賦課徴収を行うと。町は受益者負担を厚沢部町国営土地改良事業負担金等徴収条例を制定し、徴収した受益者負担金を町負担分と併せ道へ納付する。

償還期間については、第5条第2項及び第3項に基づき、事業完了年度の翌年度を開始とし、据置期間3年間、13年間の後、15年間の償還期間で設定されたものであります。

延滞金については、厚沢部町分担金督促手数料より、滞納金徴収条例第3条及び第4条に免除、減免規定があるが元金の減免規定はない。

イ、償還状況。

平成30年度までの状況です。事業費は、総額88億円のうち、農地造成分62億円、道路、雑用水施設分26億円であります。26億円は町単独事業であり、町は平成9年度から平成18年度まで繰上償還を行いながら3億353万4,000円を償還したところです。理論値ではありますが、償還額の35パーセントが地方交付税措置により実質負担は2億円程度の負担である。

受益者負担金については、町負担分と同様に平成9年度から償還が開始され平成26年度までの期間で、調定額7億1,219万8,000円のうち、平成23年度までに受益戸数94戸のうち66戸が終了し、額としては4億2,393万9,000円が納付され、59.5パーセントの収納率でありました。平成24年度時では、28戸、2億8,829万5,000円の滞納が残っており、町では、分割納付誓約による定期納付、財産差押えによる公売等を実施しながら、平成30年度までに10戸、5,820万9,000円を徴収し、滞納額は18戸、2億3,005万円であります。

ウ、今年度の滞納整理の状況です。

令和2年2月現在です。今後の滞納整理については、令和元年度中に不動産差押えによる売買、現金差押え等により13戸、3,760万4,000円程度が収納見込みである。

エ、令和元年度決算での不納欠損額発生について。

令和元年度決算では、受益債務者が死亡し、相続人全員が相続放棄したことで、これまで法律にのっとり財産管理人、弁護士を立てて裁判所と財産整理が進められてきた経緯であります。結果として、債務額５，６９７万９，０００円のうち１，８０８万７，０００円が町への配当額として支払いされ、その差３，８８９万２，０００円は回収不能となり不納欠損額として計上される予定である。

オ、今後の町の滞納整理の方向性。

令和２年度以降の滞納分として、１２戸、１億５，３５５万２，０００円程度が想定されている。町としての方針は、滞納している農業者については、営農を継続させ納付を進め、離農等により農地引受け手がいる場合には、農地中間管理機構等を活用し受け手の負担を軽減しながら滞納額整理に向けた取り組みを行っている。

また、滞納者も高齢化が進んでおり、分納誓約により納付年数を確認しながら家族等と納付を進めている状況であるが、場合によっては差押え、不動産の公売等も視野に徴収を進めている。

３、特別委員会としての総括であります。

当事業は、昭和４８年から着手し、北海道南西沖地震の復旧も含め平成６年度までの長期２２年間にわたり実施された事業である。この間、２回の計画変更による事業費の増嵩や、物価の上昇に起因する工事費の増加を理由とした受益者負担金の大幅な増額があった。

しかし、それにもかかわらず基盤整備を進めたことは、事業開始当時から比べ農地価格が上昇傾向にあり、農地拡大志向が強かったことが理由の一つである。同様に、当該地区受益者は、畜産農業から馬鈴薯メークインを主体とした農業経営への転換と輪作体系維持のための規模拡大を

進め、営農の安定化を目指し造成を進めた経緯がある。

しかし、現地調査を２回行った結果、長期事業期間において、国の農業政策の転換や農地価格の大幅な下落があった。また、滞納者の中には、一部耕作不適地の造成による遊休地の発生や、平均農地売買価格を超えた事業費負担の増加から、当初想定していた農業経営が不振となり、滞納発生の要因となったことが想定される。

受益者負担金償還については、９４戸で期間内に６６戸が償還を終了している。様々な事情はあったにせよ大半の農家は堅実に負担金を納付している。町として事業費負担金の徴収に際し、受益農家の経営状況や近傍農業者の経営状況も参酌しながら、できる範囲での徴収に努めてきたが、徴収滞納措置に対する職員のノウハウ等が不足していた感は否めない。

令和元年度の決算時は、不納欠損額の発生が見込まれている。当該案件は、受益者が恣意的に支払う意思がなく、町の徴収体制にも問題があったと考えられる。その概要は、受益者死亡により法的に処理された欠損が発生するものであるが、積極的に徴収を進めていたならば、その欠損額を圧縮できた可能性もある。不納欠損額が想定されることは誠に残念なことであります。

現在残っている未償還者には、経済的に大変厳しい状況の者もあり、新たな不納欠損の発生が懸念されるところであるが、滞納者の的確な状況把握を行い、納付協議を適宜に進め、農業者にあってはＪＡなどの関係機関とも連携し堅実な納付を図るとともに、今後、不納欠損を発生させることのないよう町としてはあらゆる対策を講じて取り組むべきである。

また、納付誓約に基づき償還を履行している者は別にして、納付の意思の見られない悪質滞納者については、延滞金を含め厳正な対応を行うよう努めていただきたい。

以上、国営相和地区農地開発事業受益者負担金調査特別委員会の報告といたします。

議	長	以上をもちまして、報告第 1 号国営相和地区農地開発事業受益者負担金調査特別委員会報告について、報告済みとします。
議	長	お諮りします。日程第 2 1 議案第 1 号から日程第 2 7 議案第 7 号まで、7 件の令和 2 年度厚沢部町各会計予算を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、日程第 2 1 議案第 1 号から日程第 2 7 議案第 7 号まで、7 件の令和 2 年度厚沢部町各会計予算を一括議題とすることに決定しました。
議	長	お諮りします。ただいま上程されました令和 2 年度厚沢部町各会計予算の審議について、議長を除く 9 名による議会予算審議特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定しました。
議	長	ただいま設置されました議会予算審議特別委員会の正副委員長の選出方法についてお諮りします。選出の方法は指名推選とし、指名については議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会の正副委員長の選出方法については指名推選とし、指名は議長において指名することに決定しました。
議	長	議会予算審議特別委員会の委員長に高田一弥議員、副委員長に浜塚久好議員を指名します。
議	長	ただいま議長が指名のとおり決することに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会の委員長に高田一弥議員、副委員

議	長 長に浜塚久好議員と決定しました。 ただいまから議会予算審議特別委員会のため、本会議を休会します。（１５：５８）
----------	--